

兵庫県公報

平成22年3月31日 水曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公告

平成22年3月31日

兵庫県監査委員

松本義宏
天宅陸行
北林泰
小林喜文

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

包括外部監査人から包括外部監査の結果報告書の提出があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成 21 年度 包括外部監査結果報告書

〈テーマ〉

貸付金にかかる財務事務の執行について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 岩崎和文

兵庫県包括外部監査報告書目次

第1章 総論

I	外部監査の概要	6
1	外部監査の種類	6
2	選定した特定の事件(テーマ)	6
3	事件を選定した理由	6
4	監査の対象期間	7
5	監査の着眼点	8
6	監査の主な手法	8
7	包括外部監査の実施期間	8
8	包括外部監査従事者の資格	8
9	利害関係	9

第2章 アンケート

I	貸付事業全体の概要	10
1	貸付事業一覧	10
II	貸付業務の体制	14
1	直接貸付事業	14
2	間接貸付事業	15
III	貸付の概要	17
1	貸付事業の分類	17
2	地域経済	19
3	教育	22
4	医療・介護	25
5	災害補償	27
6	生活	30
7	第一次産業	32
8	環境	36
IV	新規貸付業務について	39
1	直接貸付事業	39
2	間接貸付事業	45
V	債権管理業務について	51
1	直接貸付事業	51
2	間接貸付事業	56

VI	アンケートまとめ	61
第3章	監査の結果と意見	62
第1節	総括	62
第2節	貸付金事業個別検討	63
I	兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業	63
1	貸付金概要	63
2	貸付業務体制	67
3	学校、金融機関の行った貸付についての管理等	67
4	損失補償等について	68
5	結果と意見	69
II	生活福祉資金貸付事業(震災時特例貸付)	71
1	貸付金概要	71
2	貸付業務体制	76
3	新規貸付	78
4	債権管理業務及び回収業務について	78
5	結果と意見	81
III	災害援護資金貸付金事業	83
1	貸付金概要	83
2	貸付業務体制	87
3	新規貸付	88
4	債権管理業務及び回収業務について	88
5	結果と意見	91
IV	中小企業高度化事業資金貸付	92
1	貸付金概要	92
2	業務の概要	96
3	個別貸付先に対する貸付状況検討	113
V	高等学校奨学資金貸付金	144
1	貸付金概要	144
2	新規貸付	147
3	債権管理業務及び回収業務について	148
4	結果と意見	151
VI	地域改善対策奨学資金	156
1	貸付金概要	156
2	新規貸付	160

3	債権管理業務及び回収業務について	161
4	結果と意見	163
VII	中小企業融資制度	170
1	貸付金概要	170
2	金融機関の行った貸付についての管理等	174
3	損失補償等について	176
4	結果と意見	180
VIII	地域金融支援保証制度	182
1	貸付金概要	182
2	貸付業務体制	184
3	金融機関の行った貸付についての管理等	185
4	損失補償等について	191
5	結果と意見	192

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合がある。)

第1章 総論

I 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「貸付金にかかる財務事務の執行について」

3 事件を選定した理由

兵庫県（以下「県」という）は、産業振興、社会福祉、災害補償、学業支援等の目的で貸付を行っており、平成20年度決算（総務省改訂モデル方式に基づく）によれば、普通会計財務諸表の貸借対照表上、県の資産合計72,450億円のうち、貸付金は1,349億円とその占める割合は1.86%、一方、連結貸借対照表上の資産合計88,434億円のうち、貸付金は1,917億円とその占める割合は2.16%と多額になっている。

貸付金は、一定額の貸付償還を繰り返すことにより、多数の事業者等に繰り返し資金を供給することが可能である。長期不況の続く中、平成20年秋のリーマンショックによる世界同時不況により我が国の景況はより深刻化しており、経済の血液ともいえる資金が民間だけでは十分に供給されていない状態が続いていると考えられ、県民及び企業への貸付金事業の重要性はより一層高まっているものと考えられる。

県は政策目的を達成していく方策として、貸付制度要綱等を定め条件に従い資金の貸付を行っている。ただし、貸付資金が順調に回収され、回収が完了して初めて各々の貸付制度が有効であったと評価されるものである。しかしながら、平成20年度決算において、貸付金償還金の収入未済額は64億円を超えており、県の新行財政構造改革推進方策（以下「新行革プラン」という。）においても、課題として貸付金償還金の収入未済額の解消が上げられている。

このように、貸付金事業の重要性の高まり及び県がかかえる課題を踏まえ、必要なものに必要な額の貸付金が支出され、県の資金が有効に活用されているかどうかを検討することは極めて有意義であると考え、この事件（テーマ）を選定することとした。

なお、今回の監査の対象としては、前述のとおり、長期不況の影響で県民への貸付金事業の重要性が高まっていること、また、公社等に対する貸付金については、公社等経営評価委員会で議論されていることを踏まえ、県民及び民間企業への貸付金事業に絞って監査を行った。

【参考】新行革プラン（平成 21 年度実施計画）

6 自主財源の確保

(2) 使用料・手数料、貸付金償還金

2 貸付金償還金

(1) 収入未済額の解消

① 新規発生の防止

- ・貸付時における適正・厳格な審査の実施等

② 償還の促進

- ・滞納者等の状況に応じた積極的な徴収方策
- ・滞納者や連帯保証人の十分な状況把握
- ・債務者の生活状況等の把握に基づく速やかな償還活動の実施
- ・弾力的な償還体制の構築

(2) 災害援護資金貸付金（阪神・淡路大震災に係るもの）

① 各市への働きかけ

各市に対し、償還指導の強化を指導

- ・償還指導員の活用
- ・行方不明者の動向確認
- ・資力があるにもかかわらず返済の意志を示さない者に対する積極的な支払督促等の法的措置
- ・取組状況の半年ごとの報告

② 国への提案

貸付金の償還免除要件の拡大や償還期限の再延長等について引き続き提案

【参考】償還等状況（借受人→各市）

（単位：件、千円）

貸付実績	件数	24,750
	金額	53,180,434

年度	H19年9月30日現在		H20年9月30日現在		金額
区分	件数	金額	件数	金額	増減
償還免除実績	308	575,280	387	699,510	124,230
償還実績	17,801	43,301,519	18,149	43,886,670	585,151
未償還	6,641	9,303,635	6,214	8,594,254	△709,381

4 監査の対象期間

財務事務の監査の対象期間は原則として平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から

平成21年3月31日まで)とした。

5 監査の着眼点

- (1) 各々の貸付金は政策目的を達成するために有効に機能しているか
- (2) 貸付要綱等で、貸付の目的、対象事業、貸付先及び貸付の条件は明確になっているか
- (3) 貸付の手続きは貸付要綱等に従って適正に実施されているか
- (4) 貸付金の管理は十分になされているか
- (5) 返済免除、履行期日の延長が適切になされているか
- (6) 損失処理を行った債権が適切になされているか
- (7) 貸付先の指導、監督は適切になされているか
- (8) 資料の作成、保存状態は適切か
- (9) 貸付金の開示は適切になされているか
- (10) 貸付先に対する情報が適切に入手され、管理に活用されているか
- (11) 有効性、効率性、経済性の観点から見直すべきものがないか

6 監査の主な手法

県民及び不特定多数の企業への貸付金について、上記監査の着眼点に従って、以下の監査手続きを実施した。

- (1) 各貸付金事業について所官部署への質問、分析
- (2) 諸規定要綱の閲覧
- (3) 関係部署担当者への質問及び資料の入手
- (4) 管理状況の検討
- (5) 延滞している貸付金の状況把握
- (6) その他必要と認めた手続

7 包括外部監査の実施期間

自平成21年8月3日 至平成22年3月11日

なお、平成21年4月1日から平成21年8月2日までは事件の選定を行うとともに補助者の選定を行った。

8 包括外部監査従事者の資格

公認会計士	遠藤真廣
公認会計士	遠藤尚秀
公認会計士	小市裕之

公認会計士	森山恭太
公認会計士	末金将治
公認会計士	福井茂
公認会計士	大出秀徳
公認会計士試験合格者	大内美香
公認会計士試験合格者	時實祐子
公認会計士試験合格者	島田清香

9 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 アンケート

兵庫県で実施又は債権管理している貸付事業に関して、各所管課に対してアンケートを実施した。第2章では、各貸付事業に関するアンケートについて考察する。

I 貸付事業全体の概要

兵庫県が実施又は債権管理している貸付事業は①直接貸付事業 ②間接貸付事業 ③公社に対する貸付事業の3つに大きく分類される。

①直接貸付事業…兵庫県が直接利用者に資金を融資する事業をいう。

兵庫県が金融機関に利子補給金を交付する「利子補給方式」の貸付事業は直接貸付事業に含まれている。

②間接貸付事業…兵庫県が特定の金融機関等に無利息で資金を預託することにより、金融機関等が一般の融資より有利な条件で利用者に貸付を行う事業をいう。

③公社等に対する貸付事業…兵庫県が公社等に対して融資を行う事業をいう。

なお、③公社等に対する貸付事業に関しては「第1章総論 I 外部監査の概要」に記載の通り、監査の対象としていないため、今回のアンケートの対象に含めていない。

1 貸付事業一覧

(1) 直接貸付事業一覧

兵庫県が実施又は債権管理している直接貸付事業は下表のとおりである。

部局	通番	所管課	貸付金事業名
企画 県民 部	1	地域協働課	NPOコミュニティビジネス等活動応援貸付制度
	2	教育課	私立高等学校等入学資金貸付事業
	3	教育課	私立高校修学支援事業費補助
健康 福祉 部	4	社会援護課	介護福祉士等修学資金貸付事業
	5	社会援護課	生活福祉資金貸付事業（震災特例貸付）
	6	社会援護課	災害援護資金貸付金事業

	7	児童課	母子寡婦福祉資金貸付事業
	8	児童課	母子福祉小口資金貸付事業
	9	医務課	地域医療支援医師修学資金貸付事業
	10	医務課	看護師学生等修学資金貸付金
産業労働部	11	新産業立地課	新技術・サービス創造資金貸付事業
	12	経営商業課	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業
	13	経営商業課	小規模企業者等設備資金貸付
	14	経営商業課	地域産業振興資金貸付
	15	経営商業課 工業振興課	中小企業高度化資金貸付金
農政環境部	16	農林経済課	農業改良資金貸付金
	17	林務課	林業・木材産業改善資金貸付事業
	18	林務課	林業就業促進資金貸付事業
	19	水産課	沿岸漁業改善資金貸付事業
	20	大気課	最新規制適合車等代替促進特別貸与制度
	21	農業経営課	就農支援資金貸付金
教育委員会	22	高校教育課	高等学校奨学資金貸付金
	23	高校教育課	勤労生徒奨学資金貸付金
	24	人権教育課	地域改善対策奨学資金貸付金（高校奨学資金貸付金）
	25	人権教育課	地域改善対策奨学資金貸付金（大学奨学資金貸付金）
病院局	26	病院局経営課	粒子線治療資金貸付事業
	27	病院局経営課	病院局医師修学資金貸与事業

(2) 間接貸付事業一覧

兵庫県が実施又は債権管理している間接貸付事業は下表のとおりである。

部局	通番	所管課	貸付金事業名
産業労働部	28	労政福祉課	離職者生活安定支援資金貸付金
	29	労政福祉課	失業者支援資金貸付金
	30	労政福祉課	勤労者持家促進強化資金貸付金
	31	労政福祉課	勤労者住宅資金貸付金

	32	労政福祉課	中小企業従業員共済事業貸付金
	33	しごと支援課	育児休業・介護休業生活資金貸付金
	34	経営商業課	中小企業融資制度
	35	経営商業課	地域金融支援保証制度
	36	経営商業課	チャレンジ企業設備投資応援融資制度
農政環境部	37	林務課	木材産業等高度化推進事業
	38	林務課	兵庫県産木材利用促進特別融資事業
	39	林務課	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業
	40	環境政策課	兵庫県地球環境保全資金融資制度
	41	大気課	最新規制適合車等購入資金融資事業
	42	大気課	最新規制適合車等代替促進特別融資事業
県土整備部	43	住宅政策課	県民住宅ローン貸付金
	44	住宅政策課	ひょうご県民住宅復興ローン貸付金
	45	住宅政策課	ひょうご住宅災害復興ローン貸付金

(3) 公社等への貸付事業一覧

兵庫県が実施している公社等への貸付事業は下表のとおりである。

部局	通番	所管課	貸付事業名
企画県民部	46	ビジョン担当課長	(社)滋賀県造林公社造林事業
	47	ビジョン担当課長	琵琶湖総合開発事業
	48	ビジョン担当課長	工業用水道事業会計貸付金
	49	市町振興課	自治振興助成事業貸付金（通常分）
	50	市町振興課	自治振興助成事業貸付金（災害無利子分）
	51	市町振興課	生活排水処理対策事業貸付金
健康福祉部	52	福祉法人課	兵庫県社会福祉事業団運営資金貸付金
	53	福祉法人課	兵庫県社会福祉事業団社会福祉施設整備資金貸付金
	54	高齢社会課	介護保険財政安定化事業貸付金
	55	医療保険課	国民健康保険広域化等支援貸付金
	56	消費生活課	消費生活協同組合対策資金貸付金

	57	医務課	病院事業資本費貸付金
	58	医務課	病院事業経営費貸付金
農政環境部	59	消費流通課	ひょうごの食品共同仕入資金貸付金
	60	畜産課	ブロイラー振興資金貸付金
	61	林務課	(社)兵庫みどり公社貸付金
	62	林務課	森林組合事業強化資金貸付金
	63	豊かな森づくり課	くらしを支える森づくり事業資金貸付金
	64	豊かな森づくり課	森林適正管理資金貸付金
産業労働部	65	労政福祉課	兵庫県勤労福祉協会貸付金
	66	能力開発課	障害者能力開発施設貸付金
	67	経営商業課	ひょうご産業活性化センター貸付金
	68	経営商業課	小規模事業強化対策貸付金
	69	経営商業課	小規模企業者等設備貸与資金貸付金
	70	経営商業課	先進機器・省エネルギー等機械貸与資金貸付金
	71	新産業立地課	創造的中小企業創出支援資金貸付金
	72	新産業立地課	地域総合整備資金貸付金
	73	科学振興課	土地造成事業会計貸付金
	74	国際交流課	兵庫県国際交流協会貸付金
県土整備部	75	道路計画課	兵庫県道路公社貸付金
	76	道路計画課	神戸市道路公社貸付金
	77	住宅政策課	兵庫県住宅供給公社事業資金貸付金
	78	用地課	兵庫県土地開発公社貸付金

II 貸付業務の体制

貸付業務の体制について、直接貸付事業と間接貸付事業に区分して記載する。

1 直接貸付事業

(1) 貸付業務に従事している職員数

貸付事業ごとの従事職員数は下表のとおりである。

通番	貸付金事業名	従事職員数 (人) ※1
1	NPOコミュニティビジネス等活動応援貸付制度	1 1
2	私立高等学校等入学資金貸付事業	9
3	私立高校修学支援事業費補助	9
4	介護福祉士等修学資金貸付事業	1 3
5	生活福祉資金貸付事業（震災特例貸付）	1 8
6	災害援護資金貸付金事業 ※3	8 9
7	母子寡婦福祉資金貸付事業	2 9
8	母子福祉小口資金貸付事業	1 1
9	地域医療支援医師修学資金貸付事業	4
10	看護師学生等修学資金貸付金	9
11	新技術・サービス創造資金貸付事業	1 1
12	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業	7
13	小規模企業者等設備資金貸付	6
14	地域産業振興資金貸付	6
15	中小企業高度化資金貸付金	1 1
16	農業改良資金貸付金	4
17	林業・木材産業改善資金貸付事業	6 8
18	林業就業促進資金貸付事業	9
19	沿岸漁業改善資金貸付事業	1 5
20	最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	1 0
21	就農支援資金貸付金	4
22	高等学校奨学資金貸付金	6
23	勤労生徒奨学資金貸付金	3

24	地域改善対策奨学資金貸付金(高校奨学資金貸付金)	16
25	地域改善対策奨学資金貸付金(大学奨学資金貸付金)	16
26	粒子線治療資金貸付事業	3
27	病院局医師修学資金貸与事業	8

※1 職員数には嘱託職員、臨時職員を含む。

職員が複数の貸付事業に従事している場合は、従事する全ての貸付事業の人数に含めて記載している。

※2 職員数は、本庁の所管係及び地方機関等の所管課の職員数の合計数を記載している。

※3 執行機関(10市)の担当係(84人)を含む。

※4 新規貸付が終了している事業については、債権回収に従事している職員数を記載している。

(2) 督促・回収プロジェクトの有無

すべての直接貸付事業において、部局を横断する督促・回収プロジェクトは存在しないとの回答を得た。貸付事業間で重複する債務者に対しての督促・回収に関して、部局間の連携が取られていないことが推察される。

部局間で連携を図ることにより、貸付債権の督促・回収業務を効率化できる可能性があり、県行政業務のスリム化に向けて、今後の課題の1つにあげられる。

(3) 教育・研修体制

貸付金管理者に対する教育・研修体制に関しては、研修体制を整備している貸付事業は全体の約3割であった。残り約7割の貸付事業においては教育・研修体制が整備されていなかった。

研修回数は、ほとんどの貸付事業が年に1～2回の実施となっており、年トータルの研修時間はもっとも多いもので45時間、もっとも少ないもので1時間であった。

研修体制の有無	貸付事業数	割合(対事業件数)
研修体制あり	9	33.3%
研修体制なし	18	66.6%
直接貸付事業合計	27	100.0%

2 間接貸付事業

(1) 貸付業務に従事している職員数

貸付事業ごとの従事職員数は下表のとおりである。

通番	所管課	貸付金事業名	従事職員数 (人) ※1
28	労政福祉課	離職者生活安定支援資金貸付金	8
29	労政福祉課	失業者支援資金貸付金	8
30	労政福祉課	勤労者持家促進強化資金貸付金	4
31	労政福祉課	勤労者住宅資金貸付金	4
32	労政福祉課	中小企業従業員共済事業貸付金	8
33	しごと支援課	育児休業・介護休業生活資金貸付金	4
34	経営商業課	中小企業融資制度	4
35	経営商業課	地域金融支援保証制度	2
36	経営商業課	チャレンジ企業設備投資応援融資制度	2
37	林務課	木材産業等高度化推進事業	6 6
38	林務課	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	6 6
39	林務課	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	6 6
40	環境政策課	兵庫県地球環境保全資金融資制度	3
41	大気課	最新規制適合車等購入資金融資事業	5
42	大気課	最新規制適合車等代替促進特別融資事業	5
43	住宅政策課	県民住宅ローン貸付金	8
44	住宅政策課	ひょうご県民住宅復興ローン貸付金	8
45	住宅政策課	ひょうご住宅災害復興ローン貸付金	8

※1 職員数には嘱託職員、臨時職員を含む。

職員が複数の貸付事業に従事している場合は、従事する全ての貸付事業の人数に含めて記載している。

※2 職員数は、本庁の所管係及び地方機関の所管課の職員数の合計数を記載している。

(2) 督促・回収プロジェクトの有無

利用者への融資業務は金融機関等が担っており、兵庫県は督促・回収を行わないため、督促・回収プロジェクトはない。

(3) 教育・研修体制

貸付金管理者に対する教育・研修体制に関しては、研修体制を整備している貸付事業は2事業のみであった。研修回数・時間はいずれも年に1回・2時間であった。

Ⅲ 貸付の概要

1 貸付事業の分類

兵庫県が実施している貸付事業は多岐にわたるため、アンケートに記載された各貸付事業の目的及び貸付対象を参考にして7つに分類した。

分類項目は、1.「地域経済」 2.「教育」 3.「医療・介護」 4.「災害補償」 5.「生活」 6.「第一次産業」 7.「環境」とした。分類ごとの所管課、貸付事業は下表のとおりである。

また、2以降で分類ごとの貸付事業の概要について記載する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高 ※1(千円)	直or間 ※2
1. 地 域 経 済	地域協働課	NPO コミュニティビジネス等活動応援貸付制度	4,303	直
	新産業立地課	新技術・サービス創造資金貸付事業	47,720	直
	経営商業課	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業	143,750	直
		小規模企業者等設備資金貸付	1,440,756	
		地域産業振興資金貸付	733,248	
		中小企業高度化資金貸付金 ※3	49,535,916	間
		中小企業融資制度	690,760,913	
		地域金融支援保証制度	1,033,514	
		チャレンジ企業設備投資応援融資制度	35,000	
労政福祉課	中小企業従業員共済事業貸付金	29,657	間	
2. 教 育	教育課	私立高等学校等入学資金貸付事業	440,777	直
		私立高校修学支援事業費補助	28,583	
	高校教育課	高等学校奨学資金貸付金	3,414,842	直
		勤労生徒奨学資金貸付金	36,695	
人権教育課	地域改善対策奨学資金貸付金(高校奨学資金貸付金) ※平成16年度末で貸付終了	1,143,848	直	
	地域改善対策奨学資金貸付金(大学奨学資金貸付金) ※平成17年度末で貸付終了	2,615,865		

3. 医療・介護	社会援護課	介護福祉士等修学資金貸付事業※4	0	直
	医務課	地域医療支援医師修学資金貸付事業	2,500	直
		看護師学生等修学資金貸付金 ※5	1,060,675	
	病院局 経営課	粒子線治療資金貸付事業	81,816	直
病院局医師修学資金貸与事業		65,400		
4. 災害	社会援護課	生活福祉資金貸付事業(震災特例貸付)	4,521,686	直
		災害援護資金貸付金事業	8,644,801	
	労政福祉課	勤労者住宅資金貸付金	66,472	間
	住宅政策課	ひょうご県民住宅復興ローン貸付金	16,584,560	間
		ひょうご住宅災害復興ローン貸付金	53,370	
5. 生活	児童課	母子寡婦福祉資金貸付事業	2,402,113	直
		母子福祉小口資金貸付事業	4,440	
	労政福祉課	離職者生活安定支援資金貸付金	6,908	間
		失業者支援資金貸付金	13,773	
		勤労者持家促進強化資金貸付金	445,953	
	しごと支援課	育児休業・介護休業生活資金貸付金	7,023	間
	住宅政策課	県民住宅ローン貸付金	155,462	間
6. 第一次産業	農林経済課	農業改良資金貸付金	509,272	直
	林務課	林業・木材産業改善資金貸付事業	107,346	直
		林業就業促進資金貸付事業	2,990	
		木材産業等高度化推進事業	567,620	間
		兵庫県産木材利用促進特別融資事業	116,800	
		兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	12,447,039	
	農業経営課	就農支援資金貸付金	443,710	直
水産課	沿岸漁業改善資金貸付事業	513,604	直	
7. 環境	大気課	最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	815,833	直
		最新規制適合車等購入資金融資事業	720,091	間
		最新規制適合車等代替促進特別融資事業	1,095,905	
	環境政策課	兵庫県地球環境保全資金融資制度	124,276	間

- ※1 平成20年度末の貸付残高
- ※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。
- ※3 中小企業高度化資金貸付金事業は経営商業課と工業振興課が所管課となっている。
- ※4 平成21年度より貸付開始。
- ※5 平成21年度末で貸付業務終了予定。

2 地域経済

(1) 「地域経済」に分類した貸付事業

主に中小・零細企業（NPO法人含む）を対象に、設備資金・運転資金等を融資することにより、地域経済の発展に寄与することを目的とする貸付事業を地域経済に分類した。

以下に「地域経済」に分類した貸付事業を再掲する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高※1 (千円)	直 or 間 ※2
1. 地 域 経 済	地域協働課	NPOコミュニティビジネス等活動応援貸付制度	4,303	直
	新産業立地課	新技術・サービス創造資金貸付事業	47,720	直
	経営商業課	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業 ※3	143,750	直
		小規模企業者等設備資金貸付	1,440,756	
		地域産業振興資金貸付	733,248	
		中小企業高度化資金貸付金 ※4	49,535,916	間
		中小企業融資制度	690,760,913	
		地域金融支援保証制度	1,033,514	
		チャレンジ企業設備投資応援融資制度	35,000	
労政福祉課	中小企業従業員共済事業貸付金	29,657	間	

- ※1 平成20年度末の貸付残高。
- ※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。
- ※3 平成22年度末をもって新規貸付業務終了予定。
- ※4 中小企業高度化資金貸付金事業は経営商業課と工業振興課が所管課となっている。

(2) 貸付事業の目的及び対象

地域経済に分類した貸付事業の目的及び対象を簡潔にまとめると次表のとおりである。

貸付対象はほとんどが中小・零細企業であり、その目的も類似しているものが多いことがわかる。

類似の貸付事業については、統一化を図ることで業務のスリム化を図ること

が可能になることが推察される。

貸付事業名	対象	目的
① NPO コミュニティビジネス等活動応援貸付制度	NPO 法人及びこれに準ずる団体	設備資金、運転資金を融資することにより、様々なボランティア活動の活性化を図る。
② 新技術・サービス創造資金貸付事業	中小企業者等	研究開発、新規事業開発資金を融資することにより、新産業・新事業の創出に寄与する。
③ 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業	中小企業等	中小企業による革新性の高いモデル的な取り組みを促進する。
④ 小規模企業者等設備資金貸付	小規模企業者 ※1	小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に寄与する。
⑤ 地域産業振興資金貸付	零細企業者 ※2	零細企業者の創業及び経営基盤の強化に寄与する。
⑥ 中小企業高度化資金貸付金	中小企業者 特定中小企業者団体等	中小企業が共同して、工業団地・卸団地、ショッピングセンター等を建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に融資することにより、地域経済の活発化を図る。
⑦ 中小企業融資制度【間接】 ※3	中小企業者等	融資を通じて、中小企業等の経営の安定と発展を図ることにより、“ものづくり兵庫” “先進兵庫” “働きがい兵庫”の実現に資する。
⑧ 地域金融支援保証制度【間接】	中小企業者	信用保証協会の保証を受けにくい県内中小企業者の円滑な資金調達を支援すること（主に運転資金）。
⑨ チャレンジ企業設備投資応援融資制度【間接】	中小企業者	信用保証協会の保証を受けにくい県内中小企業者の円滑な資金調達を支援すること（主に設備資金）。
⑩ 中小企業従業員共済事業貸付金【間接】	中小企業従業員共済制度に加入する会員	中小企業に勤務する従業員の福祉推進を図るとともに、安定した労働力の確保と企業の健全な発展に寄与する。

※1 小規模企業者……常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては5人）以下の事業者。

※2 零細企業者……常時使用する従業員の数が10人以下の事業者。

※3 間接貸付事業のみ【間接】と表記。（以下同じ）

(3) 取扱金融機関及び信用保証協会の保証について

地域経済に分類した⑦～⑩の間接貸付事業について、取扱金融機関数は少ないもので1行（商工中金）、多いもので53行であった。また、信用保証協会を利用している貸付事業は「⑦中小企業融資制度」のみであった。

(4) 貸付条件

各貸付事業の貸付条件は下表のとおりである。

貸付事業名	貸付 限度額 (千円)	利率 (年・%)	充当率 ※1	償還 期限	取扱 金融 機関数	償還猶予 又は免除 規定の有 無 ※2
①NPO コミュニティ ビジネス等活 動応援貸付 制度	6,000	1.75	—	7年	—	×
②新技術・サ ービス創造 資金貸付事 業	2,000～ 50,000 ※3	0	70%以内	10年	—	△
③中小企業経 営革新企業 支援資金貸 付事業	10,000	0	70～80% 以内	7年	—	△
④小規模企業 者等設備資 金貸付	40,000	0	50%以内	7年	—	○
⑤地域産業振 興資金貸付	10,000	0	70～ 100%以内	7年	—	△
⑥中小企業高 度化資金貸 付金	—	1.10 又 は無利子	80～90% 以内	20年	—	○
⑦中小企業融 資制度 【間接】	10,000～ 5,000,000 ※4	1.35～ 1.95 ※4	—	7～15年 ※4	53行 ※4	×
⑧地域金融支 援保証制度 【間接】	50,000	※5	—	5年	9行	※6
⑨チャレンジ 企業設備投 資応援融資 制度【間接】	100,000	※5	—	10年	1行	※6
⑩中小企業従 業員共済事 業貸付金 【間接】	500～ 2,000 ※7	1.75	—	3～7年 ※7	16行	×

※1 貸付対象事業に対する貸付金の充当率。

- ※2 ○…返済猶予、免除規定 ともにあり。
△…返済猶予、免除規定 いずれかの規定あり。
×…返済猶予、免除規定 ともになし。
- ※3 貸付限度額…生活・サービス産業創出 2,000千円（単年度）、単独企業（ものづくり、IT活用ビジネス）10,000千円（単年度）、産業連携・事業連携 50,000千円（2ヵ年度まで）。
- ※4 中小企業融資制度は貸付メニューごとの条件設定になる。詳細は、「第3章第2節貸付金事業個別検討」において記載する。
- ※5 金融機関所定金利。
- ※6 取扱金融機関が貸付金にかかる条件変更をしようとする場合は、商工中金の承認が必要。
- ※7 貸付限度額…生活資金 500千円、特別生活資金 1,000千円、住宅資金 2,000千円
償還期限…生活資金 3年、特別生活資金 5年、住宅資金 7年

(5) 貸付事業を県が実施していることの合理性、及び今後の課題

貸付事業を県が実施していることに対する合理性及び今後の課題について、県の認識を調査した。

得られたアンケートの回答を簡潔にまとめると、下記の通りである。

ア 県が実施することの合理性について

- ・民間金融機関では同等の条件での貸付が不可能である。
- ・民間金融機関では対応が難しい事業に対して、県の支援が必要である。
- ・国が法律に基づき、都道府県が全額出資する公益法人が貸付を実施するよ
うに整備している制度である。（他の機関では実施不可）

イ 貸付事業に対する今後の課題について

- ・貸付制度の県内企業等への浸透。
- ・事業創設時の目的達成に伴う貸付事業の存廃の検討。
- ・滞納貸付金の回収。
- ・適切な融資メニューの設定。
- ・制度のPRの方法。
- ・利用実績の拡大。
- ・貸付の対象となる中小企業従業員共済制度の加入者数の拡大。

3 教育

(1) 「教育」に分類した貸付事業

経済的な理由により修学が困難な者に対して、教育資金を貸与することにより、修学を促進し、もって有為な人材を育成することを目的とする貸付事業を教育に分類した。

以下に「教育」に分類した貸付事業を再掲する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高※1 (千円)	直 or 間 ※2
2. 教 育	教育課	私立高等学校等入学資金貸付事業	440,777	直
		私立高校修学支援事業費補助	28,583	
	高校教育課	高等学校奨学資金貸付金	3,414,842	直
		勤労生徒奨学資金貸付金	36,695	
	人権教育課	地域改善対策奨学資金貸付金(高校奨学資金貸付金) ※平成16年度末で貸付業務終了	1,143,848	直
		地域改善対策奨学資金貸付金(大学奨学資金貸付金) ※平成17年度末で貸付終了	2,615,865	

※1 平成20年度末の貸付残高

※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。

(2) 貸付事業の目的及び対象

教育に分類した貸付事業の目的及び対象を簡潔にまとめると下表のとおりである。

すべての事業において、修学の維持・促進を目的としていることが分かる。貸付業務を終了したものも含めると3つの所管課が教育分野の貸付事業に携わっており、貸付業務の統合などによりスリム化を図る余地があることが推察される。

貸付事業名	対象	目的
① 私立高等学校等入学資金貸付事業	所得金額が一定基準以下の学資負担者	入学資金の貸付を行うことにより、入学時の負担の軽減を図り、県民生徒の進学を援助する。
② 私立高校修学支援事業費補助	奨学金の貸与を希望する生徒	経済的な理由により、修学を継続することが困難な私立高等学校に在籍する県民生徒の修学継続を確保する。
③ 高等学校奨学資金貸付金	一定の要件を満たす奨学金貸与希望者	経済的な理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与することにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。
④ 勤労生徒奨学資金貸付金	職業に就いている者であって、一定の要件を満たす者	経済的な理由により勤労しながら高等学校の定時制又は通信制の課程に在学している者の修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。
⑤ 地域改善対策奨学資金貸付金(高校奨学資金貸付金) ※平成16年度末で貸付業務終了	同和関係者の子弟であって、一定の要件を満たす者	経済的な理由により修学が困難な同和関係者の子弟に対して奨学資金の貸与を行うことにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。

⑥ 地域改善対策奨学資金貸付金 (大学奨学資金貸付金) ※平成 17 年度末で貸付業務終了	同和関係者の子弟であって、一定の要件を満たす者	経済的な理由により修学が困難な同和関係者の子弟に対して奨学資金の貸与を行うことにより、修学を奨励し、もって有為な人材を育成する。
---	-------------------------	--

(3) 貸付条件

各貸付事業の貸付条件は下表のとおりである。

貸付事業名	貸付限度額 (千円)	利率 (年・%)	充当率 ※1	償還期限	償還猶予 又は免除 規定の有 無 ※2
① 私立高等学校等入学資金貸付事業	300	0	—	3 年	△
② 私立高校修学支援事業費補助	180/年	0	—	12 年	△
③ 高等学校奨学資金貸付金	18～35/月 ※3	0	—	12 年	○
④ 勤労生徒奨学資金貸付金	14/月	0	—	※4	○
⑤ 地域改善対策奨学資金貸付金(高校奨学資金貸付金) ※平成 16 年度末で貸付業務終了	23～43/月 ※5	0	—	20 年	○
⑥ 地域改善対策奨学資金貸付金(大学奨学資金貸付金) ※平成 17 年度末で貸付業務終了	48～82/月 ※6	0	—	20 年	○

※ 1 貸付対象事業に対する貸付金の充当率。

※ 2 ○…返済猶予、免除規定 ともにあり。

△…返済猶予、免除規定 いずれかの規定あり。

×…返済猶予、免除規定 ともになし。

※ 3 国公立自宅通学 18(千円)/月、国公立自宅外通学 23(千円)/月、私立自宅通学 30(千円)/月、私立自宅外通学 35(千円)/月。

※ 4 貸与を受けた期間に相当する期間内。

※ 5 奨学金(国公立) 23(千円)/月、奨学金(私立) 43(千円)/月。

※ 6 奨学金(国公立) 48(千円)/月、奨学金(私立) 82(千円)/月。

(4) 貸付事業を県が実施していることの合理性、及び今後の課題

貸付事業を県が実施していることに対する合理性及び今後の課題について、県の認識を調査した。得られたアンケートの回答を簡潔にまとめると、下記の通りである。

ア 県が実施することの合理性について

- ・経済的な理由により修学が困難な者に対して、修学の機会を保障することができる。

イ 貸付事業に対する今後の課題について

- ・長期化している滞納債権の回収および、消滅時効を経過した債権への対応。

4 医療・介護

(1) 「医療・介護」に分類した貸付事業

介護・医療の仕事に携わりたいことを希望する学生への修学資金の貸与および、治療費の支払いが困難な県民への貸付を行うことにより、医療・介護分野の向上を目的とする貸付事業を分類した。

以下に「医療・介護」に分類した貸付事業を再掲する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高 ※1(千円)	直 or 間 ※2
3 ・ 医 療 ・ 介 護	社会援 護課	介護福祉士等修学資金貸付事業 ※3	0	直
	医務課	地域医療支援医師修学資金貸付事業	2,500	直
		看護師学生等修学資金貸付金 ※4	1,060,675	
	病院局 経営課	粒子線治療資金貸付事業	81,816	直
		病院局医師修学資金貸与事業	65,400	

※1 平成20年度末の貸付残高

※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。

※3 平成21年度より貸付開始。

※4 平成21年度末で貸付業務終了予定。

(2) 貸付事業の目的及び対象

医療・介護の分野に分類した貸付事業の目的及び対象を簡潔にまとめると下表のとおりである。

地域医療・介護の充実に資することを目的とする貸付事業について、3つの所管課が携わっているが、平成21年度で貸付業務を終了する予定の事業もあり、貸付事業数に対して関係所管課が多い印象をうける。

貸付事業名	対象	目的
① 介護福祉士等修学資金貸付事業	文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は養成施設に在学する者	介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生に対して修学資金を貸付することにより、質の高い介護福祉士及び社会福祉士の養成確保に資する。

② 地域医療支援 医師修学資金貸付事業	国立大学法人神戸大学医学部に在学しており、卒業後、指定医療機関に勤務する意思を有している者	卒業後、地域医療に従事する意思のある者に対し、修学資金を貸付することにより、県内の医療希薄地域における医療提供体制の充実に資する。
③ 看護師学生等 修学資金貸付金	保健師、助産士、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所及び大学院の修士課程に在学する者	将来県内の看護師等の確保が困難な施設等において看護師等の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸付することにより、県内の看護師等の確保に資する。
④ 粒子線治療 資金貸付事業	治療費を一時に支払うことが困難な患者	県立粒子線医療センターにおける粒子線治療科の支払いに要する資金を貸付することにより、県民の健康と福祉の向上に資する。
⑤ 病院局医師 修学資金貸与事業	大学の医学部に在学している者	将来 兵庫県立病院において、麻酔科又は病理、小児科、産婦人科、放射線科、救急の医師として勤務しようとする者に対して修学資金を貸付することにより、県立病院にかかる当該診療科医師の充実に資する。

(3) 貸付条件

各貸付事業の貸付条件は下表のとおりである。

貸付事業名	貸付 限度額 (千円)	利率 (年・%)	充当率 ※1	償還期限	償還猶予 又は免除 規定の有 無 ※2
① 介護福祉士等 修学資金貸付 事業	50/月 ※3	0	—	※4	○
② 地域医療支援 医師修学資金 貸付事業	12,500	10.0	—	※5	△
③ 看護師学生等 修学資金貸付 金	※6	0	—	※7	○
④ 粒子線治療資 金貸付事業	2,883	0	—	5年	△
⑤ 病院局医師修 学資金貸与事 業	10,200	0	—	※8	○

※1 貸付対象事業に対する貸付金の充当率。

※2 ○…返済猶予、免除規定 とともにあり。

△…返済猶予、免除規定 いずれかの規定あり。

×…返済猶予、免除規定 ともになし。

※3 他、入学準備金…200(千円)以内、就職準備金…200(千円)以内。

※4 原則、返還開始日より修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間の2倍の期間内。

- ※5 返還事由の生じた日の属する月の翌月1日から起算して1月。
- ※6 保健師、助産士、看護師養成所に在学…国、地方公共団体等が設置 32(千円) / 月、その他 36(千円) / 月
准看護師養成所に在学…国、地方公共団体等が設置 15(千円) / 月、その他 21(千円) / 月
大学院の修士課程に在学…83(千円) / 月
- ※7 返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間に相当する期間内。
- ※8 返還事由の生じた日の属する月の翌月から3カ月以内。

(4) 貸付事業を県が実施していることの合理性、及び今後の課題

貸付事業を県が実施していることに対する合理性及び今後の課題について、県の認識を調査した。

得られたアンケートの回答を簡潔にまとめると、下記の通りである。

ア 県が実施することの合理性について

- ・国庫補助制度であること。
- ・医師、看護師等不足地域で、その確保が容易となる。
- ・県民の健康と福祉の向上に資する。

イ 貸付事業に対する今後の課題について

- ・貸付制度のPR方法。
- ・貸付業務終了後の債権管理、回収業務。
- ・法的処置を含む、さらなる延滞貸付金の回収。

5 災害補償

(1) 災害補償に分類した貸付事業

被災したことにより、資金の援助を必要とする者に対して、生活資金、住宅資金等の貸付を行う事業を災害補償として分類した。

以下に「災害補償」に分類した貸付事業を再掲する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高 ※1 (千円)	直 or 間 ※2
4 災 害	社会援護課	生活福祉資金貸付事業(震災特例貸付)	4,521,686	直
		災害援護資金貸付金事業	8,644,801	
	労政福祉課	勤労者住宅資金貸付金	66,472	間
	住宅政策課	ひょうご県民住宅復興ローン貸付金	16,584,560	間
ひょうご住宅災害復興ローン貸付金		53,370		

※1 平成20年度末の貸付残高

※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。

(2) 貸付事業の目的及び対象

災害補償に分類した貸付事業の目的及び対象を簡潔にまとめると下表のとおりである。

貸付事業名	対象	目的
① 生活福祉資金貸付事業 (震災特例貸付)	阪神・淡路大震災により被災した低所得世帯等	被災した低所得世帯等に資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その生活の安定に資する。
② 災害援護資金貸付金事業	自然災害により被災した所得が一定額未満の世帯	被災者に対して、当面の生活再建資金を融通することにより、その生活の安定に資する。
③ 勤労者住宅資金貸付金【間接】	阪神・淡路大震災により住宅に被害を受けた中小企業勤務者	自己居住の住宅に被害を受けた中小企業勤務者に対して、住宅の取得又は増改築に必要な資金を融資することにより、勤労者の生活の安定と勤労意欲の増進を図る。
④ ひょうご県民住宅復興ローン貸付金【間接】	阪神・淡路大震災で被災し、県内で住宅を建設、購入又は補修しようとする者	被災者が住宅を建設・購入、補修するときの負担を軽減し、円滑な住宅再建を促進する。
⑤ ひょうご住宅災害復興ローン貸付金【間接】	H16年度に発生した台風16、18、21、23号の被災者であり、県内で住宅を建設、購入又は補修しようとする者	被災者が住宅を建設・購入、補修するときの負担を軽減し、円滑な住宅再建を促進する。

(3) 取扱金融機関及び信用保証協会の保証について

災害補償に分類した③～⑤の間接貸付事業について、取扱金融機関数は少ないもので4行、多いもので28行であった。また、信用保証協会を利用している貸付事業はなかった。

(4) 貸付条件

各貸付事業の貸付条件は下表のとおりである。

貸付事業名	貸付限度額 (千円)	利率 (年・%)	充当率 ※1	償還期限	取扱金融 機関数	償還猶 予又は 免除規 定の有 無 ※2
①生活福祉資金 貸付事業(震災 特例貸付)	100～ 1,500 ※3	3.0 ※4	—	5～8年 ※5	—	△
②災害援護資金 貸付金事業	3,500	3.0	—	10年	—	○
③勤労者住宅資 金貸付金 【間接】	1,000～ 8,000	※6	—	25年	28行	×
④ひょうご県民 住宅復興ロー ン貸付金 【間接】	1,000～ 8,000	※6	—	25年	24行	△
⑤ひょうご住宅 災害復興ロー ン貸付金 【間接】	1,000～ 8,000	※6	—	25年	4行	△

※1 貸付対象事業に対する貸付金の充当率。

※2 ○…返済猶予、免除規定 ともにあり。

△…返済猶予、免除規定 いずれかの規定あり。

×…返済猶予、免除規定 ともになし。

※3 小口資金…100(千円)、転宅資金…500(千円)、災害援護資金…1,500(千円)。

※4 ただし、据置期間経過後に適用。

※5 小口資金…5年(2年)、転宅資金…6年(1年)、災害援護資金…8年(3年)。

()内は据置期間

※6 住宅金融支援機構 災害復興住宅融資利率を適用 (H21.10.1 現在 1.9%)。

(5) 貸付事業を県が実施していることの合理性、及び今後の課題

貸付事業を県が実施していることに対する合理性及び今後の課題について、
県の認識を調査した。

得られたアンケートの回答を簡潔にまとめると、下記の通りである。

ア 県が実施することの合理性について

- ・国庫補助制度である。
- ・低利融資制度を実施することにより、被災者の生活再建を促進する。

イ 貸付事業に対する今後の課題について

- ・借主の死亡、自己破産、生活保護受給等に伴い、貸付債権の回収が困難となるケースへの対応。

および、時効間近の債権の回収問題。(償還期限から10年で時効となる)

・ 滞留債権の増加。

6 生活

(1) 「生活」に分類した貸付事業

母子家庭や離職者に対する生活資金の貸付や、県民の住宅取得資金を融資することにより、県民の生活に資することを目的とする貸付事業を分類した。

以下に「生活」に分類した貸付事業を再掲する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高 ※1(千円)	直 or 間 ※2
5 ・ 生 活	児童課	母子寡婦福祉資金貸付事業	2,402,113	直
		母子福祉小口資金貸付事業	4,440	
	労政福祉課	離職者生活安定支援資金貸付金	6,908	間
		失業者支援資金貸付金	13,773	
		勤労者持家促進強化資金貸付金	445,953	
	しごと支援課	育児休業・介護休業生活資金貸付金	7,023	間
住宅政策課	県民住宅ローン貸付金	155,462	間	

※1 平成20年度末の貸付残高。

※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。

(2) 貸付事業の目的及び対象

生活に分類した貸付事業の目的及び対象を簡潔にまとめると下表のとおりである。

貸付事業名	対象	目的
① 母子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、児童 父母のない児童 母子福祉団体	配偶者のない母親の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進する。
② 母子福祉小口資金貸付事業	母子家庭、寡婦 父子家庭	母子家庭等に資金の貸付を行うことにより、日常生活の安定を図り、もってその福祉の増進に寄与する。
③ 離職者生活安定支援資金貸付金 【間接】	離職者	求職活動中に必要な資金の融資を行うことにより、労働者の生活の安定と求職活動に専念する機会の確保及び再就職の支援を図る。
④ 失業者支援資金貸付金 【間接】	離職者	経済・雇用情勢の悪化に伴い離職等を余儀なくされた者に対して、臨時・緊急に必要な資金を融資することにより、失業者の生活の安定と求職活動に専念する機会の確保を図る。

⑤ 勤労者持家促進強化資金貸付金【間接】	兵庫福祉生活協同組合	兵庫福祉生活協同組合に対して資金を貸し付けることにより、勤労者の持家の促進を図るとともに、勤労者福祉の向上に資する。
⑥ 育児休業・介護休業生活資金貸付金【間接】	育児・介護休業取得中の者	育児や介護で休業している者の休業時間中の生活資金を融資し、継続就業を支援する。
⑦ 県民住宅ローン貸付金【間接】	県内で自ら居住するための住宅を建設、購入又は増改築等する者	低利融資により、県民の良質な住宅取得を促進する。

(3) 取扱金融機関及び信用保証協会の保証について

生活に分類した③～⑦の間接貸付事業について、取扱金融機関数は少ないもので 1 行、多いもので 23 行であった（⑤勤労者持家促進強化資金貸付金を除く）。また、信用保証協会を利用している貸付事業は 2 事業であった。

(4) 貸付条件

各貸付事業の貸付条件は下表のとおりである。

貸付事業名	貸付限度額 (千円)	利率 (年・%)	充当率 ※1	償還期限	取扱金融機関数	償還猶予又は免除規定の有無 ※2
① 母子寡婦福祉資金貸付事業	4,260 ※3	0 又は 1.5 ※3	—	3～20年 ※3	—	○
② 母子福祉小口資金貸付事業	100～ 200 ※4	0	—	1～2年 ※5	—	×
③ 離職者生活安定支援資金貸付金【間接】	300～ 1,000 ※6	1.0	—	2年5ヵ月～ 5年 ※7	1行	×
④ 失業者支援資金貸付金【間接】	1,000	1.0	—	5年	18行	×
⑤ 勤労者持家促進強化資金貸付金【間接】	450,000	1.0	—	貸付満期日 ※8	0	×
⑥ 育児休業・介護休業生活資金貸付金【間接】	500～ 1,200 ※9	1.0	—	5年	1行	△
⑦ 県民住宅ローン貸付金【間接】	1,000～ 10,000	※10	—	25年	23行	×

- ※1 貸付対象事業に対する貸付金の充当率。
- ※2 ○…返済猶予、免除規定 ともにあり。
△…返済猶予、免除規定 いずれかの規定あり。
×…返済猶予、免除規定 ともになし。
- ※3 貸付内容により、貸付限度額、利率、償還期限は異なる。
- ※4 生活資金…100(千円)、結婚資金…200(千円)。
- ※5 生活資金…1年、結婚資金…2年。
- ※6 臨時生活資金…300(千円)、緊急特別資金…500(千円)。
一般生活資金、再就職支援資金…1,000(千円)。
- ※7 臨時生活資金、緊急特別資金…2年5ヵ月、
一般生活資金、再就職支援資金…5年。
- ※8 貸付満了日…平成10年3月31日
貸付先である兵庫福祉生活協同組合が平成14年9月19日に破産宣告を受け、連帯保証人も破産しているが、所要の回収手続きを進めている。
- ※9 育児休業又は介護休業期間が3ヵ月未満の者…500(千円)。
育児休業又は介護休業期間が3ヵ月以上の者…1,200(千円)。
- ※10 住宅金融支援機構 個人住宅貸付のうち基準金利適用住宅に係る年利率(当初10年間)。
長期プライムレートに基づき算定した年利率(11年目以降)。

(5) 貸付事業を県が実施していることの合理性、及び今後の課題

貸付事業を県が実施していることに対する合理性及び今後の課題について、県の認識を調査した。

得られたアンケートの回答を簡潔にまとめると、下記の通りである。

ア 県が実施することの合理性について

- ・昭和28年度より法律に基づいて実施している制度であり、母子福祉の充実が図られている。
- ・母子家庭・父子家庭の生活の安定に繋がるため、福祉施策として合理的である。
- ・雇用情勢が悪化する中、離職者の生活の安定と求職活動に専念する機会の確保を図ることは県の責務である。
- ・通常の金融機関貸出金利より低利で融資することができる。

イ 貸付事業に対する今後の課題について

- ・滞納債権の回収。
- ・雇用情勢悪化の長期化等による延滞の増加。
- ・制度のPR方法の拡充。

7 第一次産業

(1) 「第一次産業」に分類した貸付事業

農業、林業、漁業の発展及び従事者の福祉向上を目的とした貸付事業を第一次産業に分類した。

自然環境豊かな兵庫県の特色を反映し、第一次産業を促進する貸付事業が充実していることがわかる。

以下に「第一次産業」に分類した貸付事業を再掲する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高 ※1 (千円)	直 or 間 ※2
6. 第一次産業	農林経済課	農業改良資金貸付金	509,272	直
	林務課	林業・木材産業改善資金貸付事業	107,346	直
		林業就業促進資金貸付事業	2,990	
		木材産業等高度化推進事業	567,620	間
		兵庫県産木材利用促進特別融資事業	116,800	
		兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	12,447,039	
	農業経営課	就農支援資金貸付金	443,710	直
水産課	沿岸漁業改善資金貸付事業	513,604	直	

※1 平成20年度末の貸付残高。

※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。

(2) 貸付事業の目的及び対象

第一次産業に分類した貸付事業の目的及び対象を簡潔にまとめると下表のとおりである。

木材産業の発展を図る貸付事業が充実していることがわかる反面、その事業目的が類似している貸付事業もあり、事業の統合等による貸付業務のスリム化を図ることが今後の課題としてあげられる。

貸付事業名	対象	目的
① 農業改良資金貸付金	農業者等 認定中小企業者	農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。
② 林業・木材産業改善資金貸付事業	林業従事者等 林業従事者が組織する団体	林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資する。
③ 林業就業促進資金貸付事業	新たに林業に就業しようとする者 認定を受けた事業主	森林施業に必要な技術の習得や就業の準備に対する負担の軽減等、林業就業への円滑化を促進する。
④ 木材産業等高度化推進事業 【間接】	木材の生産又は流通を担う事業者	県産木材の利用拡大により県内の木材産業の健全な発展を図る。

⑤ 兵庫県産木材利用促進特別融資事業【間接】	県内に住所を有する製材業者	県産木材の利用拡大により県内の木材産業の健全な発展を図る。
⑥ 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業【間接】	県内に自ら居住するための住宅を新築、購入、リフォームしようとする者	県産木材の利用拡大により県内の木材産業の健全な発展を図るとともに、環境に配慮された住宅の普及を促進する。
⑦ 就農支援資金貸付金	青年（15歳以上40歳未満） 青年以外の者で一定の知識及び技能を有する者。	青年等の就農促進を図り、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与する。
⑧ 沿岸漁業改善資金貸付事業	沿岸漁業従事者等	沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者等の福祉の向上に資する。

(3) 取扱金融機関及び信用保証協会の保証について

第一次産業に分類した④～⑥の間接貸付事業について、取扱金融機関数は少ないもので10行、多いもので21行であった。また、信用保証協会を利用している貸付事業はなかった。

(4) 貸付条件

各貸付事業の貸付条件は下表のとおりである。

貸付事業名	貸付限度額 (千円)	利率 (年・%)	充当率 ※1	償還 期限	取扱金融 機関数	償還猶予 又は免除 規定の有 無※2
① 農業改良資金貸付金	18,000～ 50,000 ※3	0	80% ※4	10年 ※5	—	△
② 林業・木材産業改善資金貸付事業	15,000～ 100,000 ※6	0	—	10年 ※5	—	△
③ 林業就業促進資金貸付事業	50～ 150/月 1,200～ 1,500 ※7	0	—	13年 ※8	—	△
④ 木材産業等高度化推進事業【間接】	100,000 ※9	1.30 ～2.65	1/4 ～1/2	1～5年 ※10	11行	×
⑤ 兵庫県産木材利用促進特別融資事業【間接】	50,000 ※9	0.74 ※11	1/2	1年	10行	×

⑥ 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業 【間接】	20,000 ※12	1.80	—	25年	21行	×
⑦ 就農支援資金貸付金	50～150/月 2,000～ 37,000 ※13	0	—	7～20年	—	○
⑧ 沿岸漁業改善資金貸付事業	50,000 ※14	0	80%、 100% ※15	2～12年	—	△

※1 貸付対象事業に対する貸付金の充当率。

※2 ○…返済猶予、免除規定 ともにあり。

△…返済猶予、免除規定 いずれかの規定あり。

×…返済猶予、免除規定 ともになし。

※3 個人…18,000（千円）、団体…50,000（千円）。

※4 認定農業者の場合は100%。

※5 一部特例あり。

※6 個人…15,000（千円）、会社…30,000（千円）、団体…50,000（千円）。

木材産業に係る改善措置の場合…借受者の区分に関わらず100,000（千円）。

※7 就業研修資金…新規就業者：50～150（千円）/月、認定事業主：40～120（千円）/月。

就業準備資金…新規就業者：1,500（千円）、認定事業主…1,200（千円）

※8 貸付金額によって償還期間が異なる。

※9 特認を受けた場合は400,000（千円）。

※10 短期資金…1年、長期資金…5年。

※11 平成21年4月現在の利率。短期プライムレート÷2で算出。

※12 県産粘土瓦使用の場合…2,000（千円）限度額に上乗せ。

環境配慮型住宅建設の場合…5,000（千円）限度額に上乗せ。

※13 就農研修資金…農業者大学校など：50（千円）/月、先進農家など：150（千円）/月

いずれも最大2年。

指導研修（青年のみ）…2,000（千円）。 *青年…15歳以上40歳未満。

就農準備資金…2,000（千円）。

就農施設等資金…青年：37,000（千円）。

※28,000（千円）を超える額については、事業費の1/2以内。

中高年齢者：27,000（千円）。

※18,000（千円）を超える額については、事業費の1/2以内。

※14 資金種類及び貸付対象ごとに償還期限、貸付限度額を設定。

※15 漁船用環境高度対応機関を設置する費用は80%

(5) 貸付事業を県が実施していることの合理性、及び今後の課題

貸付事業を県が実施していることに対する合理性及び今後の課題について、県の認識を調査した。

得られたアンケートの回答を簡潔にまとめると、下記の通りである。

ア 県が実施することの合理性について

- ・ 農業改良資金助成法に基づき行っている貸付事業である。
- ・ 林業・木材産業の振興がはかられ、森林の有する木材生産、災害防止、CO2削減等の多面的な機能が增長される。
- ・ 通常の金融機関貸出金利よりも低利で融資できる。
- ・ 「青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法」に基づく貸付である。
- ・ 「沿岸漁業改善資金助成法」に基づく貸付である。

イ 貸付事業に対する今後の課題について

- ・ 農畜産物の価格低迷や農業者の高齢化などにより、現在の経営を維持安定することを目的としている農業者が多く、リスクのある新たな生産方式の導入を行うことが困難な状況となっている。
- ・ 資金の利用促進。
- ・ 長期滞納者からの貸付元金・違約弁償金の回収。
- ・ 借受した新規就農者が償還後も安定的な営農が行えるよう、地域の関係機関全体でフォローアップする体制づくり。
- ・ 貸付金事業のPR促進。

8 環境

(1) 「環境」に分類した貸付事業

最新規制適合車及び低公害車の購入等を促進することにより、地域住民の健康を保護するとともに生活環境及び地球環境の保全を図ることを目的とした貸付事業を「環境」に分類した。

以下に「環境」に分類した貸付事業を再掲する。

分類	所管課	貸付事業名	貸付残高 ※1 (千円)	直 or 間 ※2
7・ 環 境	大気課	最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	815,833	直
		最新規制適合車等購入資金融資事業	720,091	間
		最新規制適合車等代替促進特別融資事業	1,095,905	
	環境政策課	兵庫県地球環境保全資金融資制度	124,276	間

※1 平成20年度末の貸付残高。

※2 直接貸付事業を「直」、間接貸付事業を「間」と表示している。

(2) 貸付事業の目的及び対象

環境に分類した貸付事業の目的及び対象を簡潔にまとめると下表のとおりである。

貸付事業名	対象	目的
①最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	中小企業者等	(財)ひょうご産業活性化センターが中小企業者にかわって最新規制適合車等を購入し、長期かつ低利で貸与(割賦販売)することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与する。
②最新規制適合車等購入資金融資事業【間接】	県内に工場等を有し、事業を営む中小企業者等	事業に要する最新規制適合車及び低公害車の購入を促進することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境及び地球環境の保全を図る。
③最新規制適合車等代替促進特別融資事業【間接】	県内に工場等を有し、事業を営む中小企業者等	事業に要する最新規制適合車及び低公害車の購入を促進することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境及び地球環境の保全を図る。
④兵庫県地球環境保全資金融資制度【間接】	県内に工場を有し、信用保証協会の保証対象業種に属する中小企業者	公害防止、環境保全及びグリーンエネルギー導入のための設備の設置並びに工場等の緑化を促進することにより、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境及び地球環境の保全を図る。

(3) 取扱金融機関及び信用保証協会の保証について

環境に分類した②～④の間接貸付事業について、取扱金融機関数は36行であった。また、いずれの貸付事業も信用保証協会を利用している。

(4) 貸付条件

各貸付事業の貸付条件は下表のとおりである。

貸付事業名	貸付限度額 (千円)	利率 (年・%)	充当率 ※1	償還期限	取扱金融機関数	償還猶予又は免除規定の有無 ※2
①最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	75,000	1.5又は3.0	—	8年	—	×
②最新規制適合車等購入資金融資事業【間接】	50,000	1.9	—	10年	36行	×

③ 最新規制適合車等代替促進特別融資事業 【間接】	28,000 ※3	1.8	—	10年	36行	×
④ 兵庫県地球環境保全資金融資制度 【間接】	50,000	1.9	25% 又は 50%	7年	36行	×

※1 貸付対象事業に対する貸付金の充当率。

※2 ○・・・返済猶予、免除規定 ともにあり。

△・・・返済猶予、免除規定 いずれかの規定あり。

×・・・返済猶予、免除規定 ともになし。

※3 一台あたりの限度額 (単位：千円)

車両総重量	本体 (シャーシ)	架装
20t～25t以下	10,000	7,000
20t以下	8,000	6,000

(5) 貸付事業を県が実施していることの合理性、及び今後の課題

貸付事業を県が実施していることに対する合理性及び今後の課題について、県の認識を調査した。

得られたアンケートの回答を簡潔にまとめると、下記の通りである。

ア 県が実施することの合理性について

- ・自動車NOx・PM法の規制に加え、阪神東南部地域において、排出基準に適合しない大型車（車両総重量8トン以上、バスは定員30人以上）の運行を規制している。これに伴い、不動産担保等が少なく融資制度を受けにくい中小企業者等の最新規制適合車等への代替を促進するために支援制度として実施している貸付事業であること。
- ・通常の金融機関貸出金利より低利で融資することができる。

イ 貸付事業に対する今後の課題について

- ・ディーゼル自動車等の運行規制に伴う事業であり、条例の見直し（平成22年度以降）に伴い事業の実施について再検討する必要がある。
- ・制度のPR方法の拡充。
- ・利用者の減少。

IV 新規貸付業務について

新規貸付業務について、直接貸付事業と間接貸付事業に区分して考察する。

1 直接貸付事業

(1) 直接貸付事業の執行機関

直接貸付事業の新規貸付の窓口となっている執行機関は下表のとおりである。

27 ある直接貸付事業のうち、兵庫県の外郭団体（※1）がその新規貸付業務の窓口となっているものは15事業であり、過半数を外郭団体が担っている。

（※1） 県行政と密接な関係のある公社等

部局	通番	所管課	貸付金事業名	執行機関
企画県民部	1	地域協働課	NPO コミュニティビジネス等活動応援貸付制度	ひょうごボランティアプラザ
	2	教育課	私立高等学校等入学資金貸付事業 ※1	(社)兵庫県私学振興協会
	3	教育課	私立高校修学支援事業費補助 ※1	(社)兵庫県私学振興協会
健康福祉部	4	社会援護課	介護福祉士等修学資金貸付事業 ※2	兵庫県社会福祉協議会
	5	社会援護課	生活福祉資金貸付事業（震災特例貸付） ※3	兵庫県社会福祉協議会
	6	社会援護課	災害援護資金貸付金事業	市町
	7	児童課	母子寡婦福祉資金貸付事業	県
	8	児童課	母子福祉小口資金貸付事業	兵庫県婦人共励会
	9	医務課	地域医療支援医師修学資金貸付事業	県
	10	医務課	看護師学生等修学資金貸付金 ※4	県
産業労働部	11	新産業立地課	新技術・サービス創造資金貸付事業	(財)ひょうご産業活性化センター
	12	経営商業課	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業	(財)ひょうご産業活性化センター
	13	経営商業課	小規模企業者等設備資金貸付	(財)ひょうご産業活性化センター
	14	経営商業課	地域産業振興資金貸付	(財)ひょうご産業活性化センター
	15	経営商業課 工業振興課	中小企業高度化資金貸付金	県
農政環境部	16	農林経済課	農業改良資金貸付金	県、農協等
	17	林務課	林業・木材産業改善資金貸付事業	県、兵庫県森林組合連合会
	18	林務課	林業就業促進資金貸付事業	(財)兵庫県営林緑化労働基金

	19	水産課	沿岸漁業改善資金貸付事業	県
	20	大気課	最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	(財)ひょうご産業活性化センター
	21	農業経営課	就農支援資金貸付金	農協、(社)兵庫みどり公社
教育委員会	22	高校教育課	高等学校奨学資金貸付金 ※ 5	県、(社)兵庫県高等学校教育振興会
	23	高校教育課	勤労生徒奨学資金貸付金	県
	24	人権教育課	地域改善対策奨学資金貸付金(高校奨学資金貸付金) ※ 6	県
	25	人権教育課	地域改善対策奨学資金貸付金(大学奨学資金貸付金) ※ 7	県
病院局	26	病院局経営課	粒子線治療資金貸付事業	県
	27	病院局経営課	病院局医師修学資金貸与事業	県

※ 1 「利子補給方式」の貸付事業に該当する。学校法人や銀行などが自らの資金により貸し付けを行う事業のため、アンケートの新規貸付の項目には回答されていない。

※ 2 平成 21 年度より貸付開始。

※ 3 平成 7 年の阪神・淡路大震災において罹災した低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行う事を目的とした貸付事業であるため、現在新規貸付は行っていない。

※ 4 平成 21 年度末で貸付業務終了予定

※ 5 平成 18 年度までに貸与申請があった生徒については、当該生徒が卒業するまで県が貸与し、平成 19 年度以降に貸与申請があった生徒については、(社)兵庫県高等学校教育振興会が貸与している。そのため、平成 20 年度は、県及び(社)兵庫県高等学校教育振興会が貸与している。

※ 6 平成 16 年度末をもって新規貸付は終了している。

※ 7 平成 17 年度末をもって新規貸付は終了している。

※ 8 通番 6 及び 7 についても平成 20 年度において新規貸付実績なしとして、アンケートの新規貸付の項目には回答されていない。

(2) 平成 20 年度の新規貸付額（直接貸付事業）

平成 20 年度に実施された直接貸付事業の新規貸付額は下表のとおりである。

通番	貸付金事業名	執行機関	H20 年度 新規貸付額 (千円)	新規 貸付率
1	NPO コミュニティビジネス等活動応援貸付制度	ひょうごボランティアプラザ	3,000	0.10%
2	私立高等学校等入学資金貸付事業 ※ 1	(社)兵庫県私学振興協会	139,890	4.48%
3	私立高校修学支援事業費補助 ※ 1	(社)兵庫県私学振興協会	5,160	0.17%
4	介護福祉士等修学資金貸付事業 ※ 2	兵庫県社会福祉協議会	0	0.00%

5	生活福祉資金貸付事業(震災特例貸付) ※3	兵庫県社会福祉協議会	0	0.00%
6	災害援護資金貸付金事業	市町	0	0.00%
7	母子寡婦福祉資金貸付事業	県	182,758	5.85%
8	母子福祉小口資金貸付事業	兵庫県婦人共励会	395	0.01%
9	地域医療支援医師修学資金貸付事業	県	2,500	0.08%
10	看護師学生等修学資金貸付金 ※4	県	56,252	1.80%
11	新技術・サービス創造資金貸付事業	(財)ひょうご産業活性化センター	47,720	1.53%
12	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業	(財)ひょうご産業活性化センター	24,500	0.78%
13	小規模企業者等設備資金貸付	(財)ひょうご産業活性化センター	370,240	11.85%
14	地域産業振興資金貸付	(財)ひょうご産業活性化センター	127,520	4.08%
15	中小企業高度化資金貸付金	県	0	0.00%
16	農業改良資金貸付金	県、農協等	24,203	0.77%
17	林業・木材産業改善資金貸付事業	県、兵庫県森林組合連合会	15,000	0.48%
18	林業就業促進資金貸付事業	(財)兵庫県営林緑化労働基金	900	0.03%
19	沿岸漁業改善資金貸付事業	県	94,026	3.01%
20	最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	(財)ひょうご産業活性化センター	131,145	4.20%
21	就農支援資金貸付金	農協、(社)兵庫みどり公社	19,140	0.61%
22	高等学校奨学資金貸付金 ※5	県、(社)兵庫県高等学校教育振興会	1,833,029	58.66%
23	勤労生徒奨学資金貸付金	県	8,512	0.27%
24	地域改善対策奨学資金貸付金(高校奨学資金貸付金) ※6	県	0	0.00%
25	地域改善対策奨学資金貸付金(大学奨学資金貸付金) ※7	県	0	0.00%
26	粒子線治療資金貸付事業	県	14,946	0.48%
27	病院局医師修学資金貸与事業	県	24,000	0.77%
合 計			3,124,836	100.00%

※1 「利子補給方式」の貸付事業に該当する。学校法人や銀行などが自らの資金により貸し付けを行う事業のため、アンケートの新規貸付の項目には回答されていない。

- ※2 平成21年度より貸付開始。
- ※3 平成7年の阪神・淡路大震災において罹災した低所得世帯等に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行う事を目的とした貸付事業であるため、現在新規貸付は行っていない。
- ※4 平成21年度末で貸付業務終了予定。
- ※5 平成18年度までに貸与申請があった生徒については、当該生徒が卒業するまで県が貸与し、平成19年度以降に貸与申請があった生徒については、(社)兵庫県高等学校教育振興会が貸与している。そのため、平成20年度は、県及び(社)兵庫県高等学校教育振興会が貸与している。
- ※6 平成16年度末をもって新規貸付は終了している。
- ※7 平成17年度末をもって新規貸付は終了している。
- ※8 通番6・7についても平成20年度において新規貸付実績なしとして、アンケートの新規貸付の項目には回答されていない。

【コメント】

平成20年度の新規貸付額が1億円を超える貸付事業は、以下の6事業である。

- ① 2. 私立高等学校等入学資金貸付事業 (139,890千円)
- ② 7. 母子寡婦福祉資金貸付事業 (182,758千円)
- ③ 13. 小規模企業者等設備資金貸付 (370,240千円)
- ④ 14. 地域産業振興資金貸付 (127,520千円)
- ⑤ 20. 最新規制適合車等代替促進特別貸与制度 (131,145千円)
- ⑥ 22. 高等学校奨学資金貸付金 (1,833,029千円)

※ () 内は平成20年度の新規貸付額

教育、福祉、中小企業者等の事業促進に関連する貸付の需要が多いことがわかる。

上記6つの貸付事業について、直近5年間の新規貸付件数、新規貸付額の推移を以下に記載する。

(3) 新規貸付金の推移

平成20年度の新規貸付額が1億円を超える貸付事業に関して、直近5年間の推移を記載する。

①私立高等学校等入学資金貸付事業

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	646	422	120,825
H17年度	620	419	119,500
H18年度	596	412	117,870
H19年度	771	491	139,475
H20年度	795	485	139,890

②母子寡婦福祉資金貸付事業

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	623	623	293,387
H17年度	606	606	301,985
H18年度	506	506	265,419
H19年度	425	425	225,087
H20年度	344	344	182,758

③小規模企業者等設備資金貸付

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	31	26	331,710
H17年度	28	28	316,550
H18年度	44	39	415,760
H19年度	29	27	311,750
H20年度	31	30	370,240

④地域産業振興資金貸付

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	56	52	310,850
H17年度	25	23	154,980
H18年度	31	26	172,580
H19年度	24	21	172,860
H20年度	20	19	127,520

⑤最新規制適合車等代替促進特別貸与制度

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	43	39	580,244
H17年度	10	7	123,480
H18年度	15	15	297,002
H19年度	8	5	123,585
H20年度	6	4	131,145

⑥高等学校奨学資金貸付金

(県貸与分)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	1,117	1,116	325,338
H17年度	2,377	2,350	669,364
H18年度	4,216	4,156	1,184,565
H19年度	3,364	3,333	961,524
H20年度	1,838	1,819	526,267

((社) 兵庫県高等学校教育振興会貸与分)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H19年度	2,420	2,391	670,450
H20年度	4,590	4,536	1,306,762

【コメント】

平成22年度から公立高校の授業料が無償化され、私立高校についても一定の所得制限のもと、公立校の授業料相当額が支給されることとなった。これに伴い、高等学校の修学支援に関する貸付需要も縮小していくことが予想される。

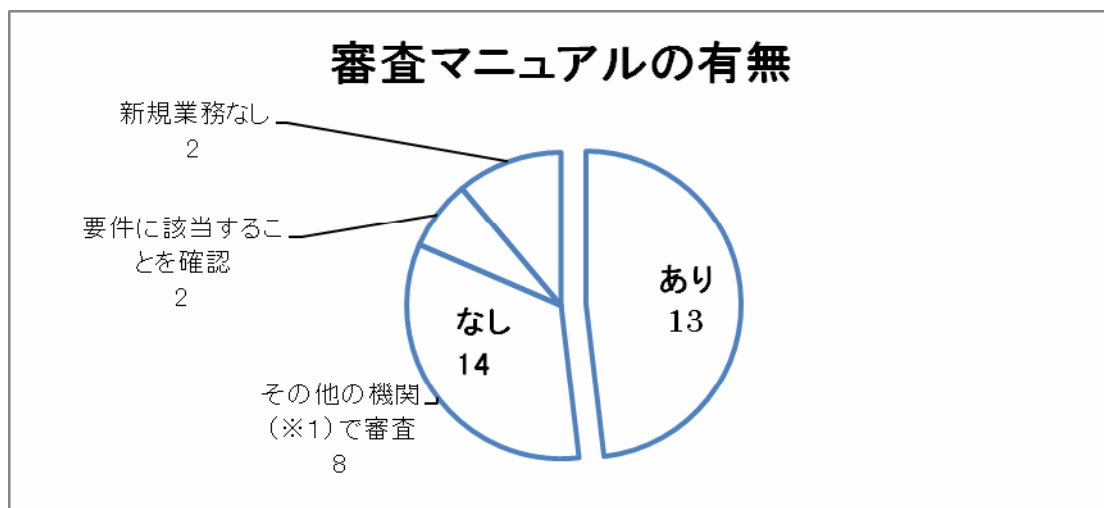
現在、兵庫県では教育関係の貸付事業が6事業あるが（内、2事業については、新規貸付は行っていない）、今後の貸付需要の縮小に対応し、事業の統合等スリム化を図っていくことが望まれる。

(4) 新規貸付等に対する要綱・要領（又は類似の規定）の有無

全ての貸付金で貸付要綱・要領（又は類似の規定）が制定されていた。

(5) 審査マニュアルの有無

以下はアンケートの結果を集計した表である。



(※1) 執行機関である各市町や社会福祉協議会等

上記のとおり、あり・なしの回答がほぼ同数となっている。

実際の新規貸付の業務は執行機関が行っている場合が多く、その場合は執行機関が行う審査体制等の管理が課題となっている。

審査マニュアルなしという回答のうち、「要件に該当することを確認」の2件は、地域医療支援医師修学資金貸付事業、看護師学生等修学資金貸付金である。いずれも地域医療に資することを目的とした修学資金貸付金であり、各要

件に該当すれば貸付がなされるため、特にマニュアル化されていない。(地域医療支援医師修学資金貸付事業には小論文審査等も含まれる)

利子補給方式の貸付事業は「その他の機関で審査」に含まれており、新規貸付が既に終了している事業については新規業務なしとしている。

(6) 債権保全の方策

アンケートの結果、新規貸付のない2事業を除いて、対象の25貸付事業全てに何らかの債権保全の方策があるとの回答を得た。具体的な内容としては、保証人(または連帯保証人)の確保であり、企業への貸付の場合は保証人に加え、担保の確保、質権の設定等である。また、保証人及び担保の代替として、基金等の信用保証を求める場合もある。

(7) 貸付金が貸付目的外の用途に使用されていないかの確認

貸付金が貸付目的外の用途に使用されていないかの確認を行っているとの回答があったのは17の貸付事業である。

具体的な内容としては、貸付事業内容によるが、貸付対象現物及び証憑の確認、在学・就業状況の確認等である。

また、確認なしとの回答であった貸付事業についても、実際には毎年在学証明の提出を義務付けている等何らかの確認を実施しているか、貸付の目的が災害時の緊急支援といった確認が困難であると考えられる場合であり、大きな問題は見られなかった。

2 間接貸付事業

(1) 間接貸付事業の執行機関

間接貸付事業の新規貸付の窓口となっている執行機関は下表のとおりである。

一般の金融機関を貸付窓口としているものが大半を占めている。

部局	通番	所管課	貸付金事業名	執行機関
産業労働部	28	労政福祉課	離職者生活安定支援資金貸付金	近畿労働金庫
	29	労政福祉課	失業者支援資金貸付金 ※1	金融機関
	30	労政福祉課	勤労者持家促進強化資金貸付金 ※2	兵庫福祉生活協同組合
	31	労政福祉課	勤労者住宅資金貸付金 ※3	金融機関
	32	労政福祉課	中小企業従業員共済事業貸付金	金融機関

	33	しごと支援課	育児休業・介護休業生活資金貸付金 ※ 4	近畿労働金庫
	34	経営商業課	中小企業融資制度	金融機関
	35	経営商業課	地域金融支援保証制度	金融機関
	36	経営商業課	チャレンジ企業設備投資応援融資制度	商工中金
農政環境部	37	林務課	木材産業等高度化推進事業	金融機関
	38	林務課	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	金融機関
	39	林務課	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	金融機関
	40	環境政策課	兵庫県地球環境保全資金融資制度	金融機関
	41	大気課	最新規制適合車等購入資金融資事業	金融機関
	42	大気課	最新規制適合車等代替促進特別融資事業	金融機関
県土整備部	43	住宅政策課	県民住宅ローン貸付金 ※ 1	金融機関
	44	住宅政策課	ひょうご県民住宅復興ローン貸付金	金融機関
	45	住宅政策課	ひょうご住宅災害復興ローン貸付金 ※ 5	金融機関

※ 1 平成 18 年度末をもって新規貸付は終了している。

※ 2 平成 14 年において貸付先（兵庫県福祉生活協同組合）が破産宣告を受けている。

※ 3 平成 7 年の阪神・淡路大震災において自己居住に被害を受けた中小企業者に勤務する者に対し、住宅の取得または増改築に必要な資金を貸し付けることを目的とした事業であり、現在新規貸付は終了している。

※ 4 平成 19 年度末をもって新規貸付は終了している。

※ 5 平成 19 年 10 月 20 日をもって新規貸付は終了している。

(2) 平成 20 年度の新規貸付額（間接貸付事業）

平成 20 年度に実施された間接貸付事業の新規貸付額は下表のとおりである。

新規貸付額の 99%以上が、「34. 中小企業融資制度」によるものである。また、現在は新規貸付を行っていない貸付事業も多い。

「34. 中小企業融資制度」については、「第 3 章第 2 節貸付金事業個別検討」において詳解する。

通番	貸付事業名	所管課	H20 年度新規貸付額（千円）	新規貸付率
28	離職者生活安定支援資金貸付金	労政福祉課	5,500	0.001%
29	失業者支援資金貸付金 ※ 1	労政福祉課	—	—
30	勤労者持家促進強化資金貸付金 ※ 2	労政福祉課	—	—

31	勤労者住宅資金貸付金 ※3	労政福祉課	—	—
32	中小企業従業員共済事業貸付金	労政福祉課	11,210	0.002%
33	育児休業・介護休業生活資金貸付金 ※4	しごと支援課	—	—
34	中小企業融資制度	経営商業課	446,223,522	99.049%
35	地域金融支援保証制度	経営商業課	521,500	0.116%
36	チャレンジ企業設備投資応援融資制度	経営商業課	5,000	0.001%
37	木材産業等高度化推進事業	林務課	621,020	0.138%
38	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	林務課	117,500	0.026%
39	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	林務課	2,807,330	0.623%
40	兵庫県地球環境保全資金融資制度	環境政策課	6,900	0.002%
41	最新規制適合車等購入資金融資事業	大気課	91,750	0.020%
42	最新規制適合車等代替促進特別融資事業	大気課	96,100	0.021%
43	県民住宅ローン貸付金 ※1	住宅政策課	—	—
44	ひょうご県民住宅復興ローン貸付金	住宅政策課	0	0.000%
45	ひょうご住宅災害復興ローン貸付金 ※5	住宅政策課	—	—
合 計			450,507,332	100.000%

※1 平成18年度末をもって新規貸付は終了している。

※2 平成14年において貸付先（兵庫県福祉生活協同組合）が破産宣告を受けている。

※3 平成7年の阪神・淡路大震災において自己居住に被害を受けた中小企業者に勤務する者に対し、住宅の取得または増改築に必要な資金を貸し付けることを目的とした事業であり、現在新規貸付は終了している。

※4 平成19年度末をもって新規貸付は終了している。

※5 平成19年10月20日をもって新規貸付は終了している。

平成20年度の新規貸付額が1億円を超える貸付事業は、以下の5事業である。

- ① 34. 中小企業融資制度（446,223,522千円）
- ② 35. 地域金融支援保証制度（521,500千円）
- ③ 37. 木材産業等高度化推進事業（621,020千円）
- ④ 38. 兵庫県産木材利用促進特別融資事業（117,500千円）
- ⑤ 39. 兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業（2,807,330千円）

※（ ）内は平成20年度の新規貸付額

直接貸付事業と同様に、中小企業者等の事業促進に関連する貸付需要が大きい。また、間接貸付事業では、兵庫県産木材の利用拡大を目的とする貸付事業の新規貸付額が大きいことが特徴である。

上記5つの貸付事業について、直近5年間の新規貸付件数、新規貸付額の推移を以下に記載する。

(3) 新規貸付金の推移

平成20年度の新規貸付額が1億円を超える事業に関して、直近5年間の推移を記載する。

① 中小企業融資制度

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	21,222	19,842	210,200,972
H17年度	17,680	16,638	183,965,139
H18年度	20,365	19,111	208,338,381
H19年度	19,299	18,543	224,110,575
H20年度	27,859	26,320	446,223,522

② 地域金融支援保証制度 (521,500千円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	—	—	—
H17年度	不明	151	2,844,0000
H18年度	不明	113	1,947,000
H19年度	不明	43	769,000
H20年度	不明	29	521,500

③ 木材産業等高度化推進事業 (621,020千円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	46	46	1,018,200
H17年度	45	45	894,450
H18年度	39	39	714,600
H19年度	34	34	687,350
H20年度	28	28	621,020

④兵庫県産木材利用促進特別融資事業（117,500千円）

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	7	7	123,000
H17年度	7	7	139,700
H18年度	7	7	130,800
H19年度	7	7	133,100
H20年度	6	6	117,500

⑤兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業（2,807,330千円）

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額 (千円)
H16年度	115	115	1,844,966
H17年度	123	123	2,021,180
H18年度	127	127	1,997,544
H19年度	177	177	2,978,965
H20年度	170	170	2,807,330

(4) 貸付要綱要領

全ての事業において、貸付要綱・要領は整備されているとの回答であった。

(5) 審査マニュアルの有無

全ての事業において審査マニュアル等は存在しないとの回答であった。間接貸付の一部は、前述の通り損失補償が実態であり、実際の貸付業務は取扱金融機関等において実施され、マニュアル等は各取扱金融機関において設置されている。そのため、県としての各取扱金融機関における審査の監視体制が課題と言える。

(6) 債権保全の方策の有無

全事業において、何らかの債権保全策はあるようだが、内容については各取扱金融機関及び信用保証協会等が実施するため、把握不能と回答している事業が多い。実際に債権保全の方策を定め、実施するのが各取扱金融機関及び信用保証協会等であっても、県が損失補償している限り、債権保全について何ら把握・関与していないことは問題であると考えられる。

(7) 貸付金が貸付目的外の用途に使用されていないかの確認

アンケートの結果、確認ありとの回答が9事業、なしが5事業、新規貸付受付なし等の理由による未回答（回答なし）が4事業であった。

未回答（回答なし）は新規貸付終了もしくは平成20年度新規貸付なしの事

業である。なしとの回答の理由では各金融機関では実施されていても、県では把握していないというものが多かった。後述する「貸付先に対する実地調査」においても、実施していないとの回答が多かった。県においてどこまで関与すべきか、今後の課題であると考えられる。

(8) 取扱金融機関の実施した新規貸付に対する管理体制

アンケートの結果、取扱金融機関が実施した新規貸付に対して何らかの管理を行っているという回答が12事業、行っていないという回答が2事業、新規貸付受付なし等の理由による未回答（回答なし）が4事業であった。

以下、何らかの管理を行っているという回答のあった事業について詳細を検討する。

管理方法は全事業において執行機関からの報告である。表は頻度及び報告内容である。

ア 報告頻度

頻度	件数	割合
随時	3	25%
月毎	8	67%
半期毎	1	8%
合計	12	100%

イ 報告内容

報告内容	件数
件数、金額、取扱金融機関	3
件数、金額、対象設備	1
資金種毎の件数・金額	2
件数、金額、平均金利、平均保証料率	2
債務者名・住所、融資額、融資実行日、融資期間	1
融資実行名簿（融資総額、資金交付日、借入期間、各利率）	3
合計	12

報告を受ける頻度については毎月何らかの報告があるとの回答が最も多く8件（67%）である。次いで、随時の3件（25%）である。半期に一度の報告との回答もあったが、新規貸付が毎月ないような事業であれば、半期に一度の報告で十分な管理が行えているとも考えられる。

報告内容については、取扱金融機関毎・資金種毎に件数・金額の報告があるものが多い。また債務者毎により詳細な情報を入手している場合、金利・保証料情報を入手している場合もある。

間接貸付においては、新規貸付に対する管理を厳格に行うというより、損失補償が実行された段階で、審査等が適切であったかを確認することを重視していると感じられる結果となった。

V 債権管理業務について

債権管理業務の状況に関して実施したアンケートの回答を、直接貸付事業、間接貸付事業に区分して記載する。

1 直接貸付事業

(1) 貸付残高及び滞納額

直接貸付事業の平成20年度末の貸付残高及び滞納金額は下表の通りである。

低所得者層を対象とする貸付事業及び災害時の貸付事業において滞納率が高いことがわかる。

所管課	通番	貸付事業	貸付残高 (千円)※1	滞納金額 (千円)※1	滞納率
地域協働課	1	NPO コミュニティビジネス等活動応援貸付制度	4,303	0	0.0%
教育課	2	私立高等学校等入学資金貸付事業	440,777	129,459	29.4%
教育課	3	私立高校修学支援事業費補助	28,583	0	0.0%
社会援護課	4	介護福祉士等修学資金貸付事業	0	0	—
社会援護課	5	生活福祉資金貸付事業(震災特例貸付)※2	4,521,686	0	—
社会援護課	6	災害援護資金貸付金事業 ※3	8,644,801	4,417,684	97.7%
社会援護課	6	災害援護資金貸付金事業 ※3	8,644,801	0	—
社会援護課	6	災害援護資金貸付金事業 ※3	8,644,801	8,287,667	95.9%
児童課	7	母子寡婦福祉資金貸付事業	2,402,113	227,613	9.5%
児童課	8	母子福祉小口資金貸付事業	4,440	4,105	92.5%
医務課	9	地域医療支援医師修学資金貸付事業	2,500	0	0.0%
医務課	10	看護師学生等修学資金貸付金	1,060,675	21,441	2.0%
新産業立地課	11	新技術・サービス創造資金貸付事業	47,720	0	0.0%
経営商業課	12	中小企業経営革新企業支援資金貸付事業	143,750	1,190	0.8%
経営商業課	13	小規模企業者等設備資金貸付	1,440,756	27,296	1.9%
経営商業課	14	地域産業振興資金貸付	733,248	12,359	1.7%
経営商業課 工業振興課	15	中小企業高度化資金貸付金	49,535,916	3,827,144	7.7%
農林経済課	16	農業改良資金貸付金	509,272	52,640	10.3%
林務課	17	林業・木材産業改善資金貸付事業	107,346	2,138	2.0%
林務課	18	林業就業促進資金貸付事業	2,990	0	0.0%

水産課	19	沿岸漁業改善資金貸付事業	513,604	1,000	0.2%
大気課	20	最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	815,833	0	0.0%
農業経営課	21	就農支援資金貸付金	443,710	0	0.0%
高校教育課	22	高等学校奨学資金貸付金	3,414,842	95,212	2.8%
高校教育課	23	勤労生徒奨学資金貸付金	36,695	1,920	5.2%
人権教育課	24	地域改善対策奨学資金貸付金（高校奨学資金貸付金）	1,143,848	477,447	41.7%
人権教育課	25	地域改善対策奨学資金貸付金（大学奨学資金貸付金）	2,615,865	375,530	14.4%
病院局経営課	26	粒子線治療資金貸付事業	81,816	0	0.0%
病院局経営課	27	病院局医師修学資金貸与事業	65,400	0	0.0%
合 計			78,762,489	18,273,163	23.2%

※1 平成20年度末残高

※2・※3 上段：県と執行機関との滞納額

下段：執行機関と借受人との滞納額

※2 執行機関（兵庫県社会福祉協議会）の県への返納期限は定められていない。

※3 執行機関（市）の県への返納期限は平成23年度である。

滞納率が20%を超える事業が5つある。（2私立高等学校等入学資金貸付事業、5生活福祉資金貸付事業（震災特例貸付）、6災害援護資金貸付事業、8母子福祉小口資金貸付事業、24地域改善対策奨学資金貸付金（高校奨学資金貸付金））

これらについては残高が僅少である8母子福祉小口資金貸付事業を除き、後述する「第3章第2節貸付金事業個別検討」にて詳細を検討している。

(2) 貸付先の管理状況

貸付先の管理状況に関して、アンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
① 契約書管理台帳（貸付金管理台帳）の有無	26	1	0	27
	96.3%	3.7%	0.0%	100.0%
② 貸付後における貸付先の財政状況等の確認の有無	10	17	0	27
	37.0%	63.0%	0.0%	100.0%
③ 貸付先に対する実地調査の有無	10	17	0	27
	37.0%	63.0%	0.0%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」を示している。

※2 ②及び③について、「介護福祉士等修学資金貸付事業」及び「新技術・サービス創造資金貸付事業」については、新規事業のため現在実施していないが、今後実施予定である。

【コメント】

① 契約書管理台帳（貸付金管理台帳）の有無について

契約書管理台帳（貸付金管理台帳）の備え付けの有無に関しては、平成21年度から貸付を開始する「介護福祉士等修学資金貸付事業」を除き、備え付けありとの回答を得た。

「介護福祉士等修学資金貸付事業」に関しては、今後作成を検討しているとのことである。

台帳の形式は、Excel又は専用ソフトを用いて作成されているものが大半であったが、「手書き」による管理を行っているとの回答が4事業あった。業務の効率化という面では、何らかのシステムを用いた台帳の作成、管理が望ましく、管理業務の効率化が課題としてあげられる。

②、③ 貸付後における貸付先の財政状況の確認、実地調査について

貸付後、貸付先の財政状況の確認及び実地調査を行っているかという質問に関して、確認しているとの回答をした貸付事業は全体の4割弱であった。貸付先の財政状況は、貸付債権の回収に大きな影響を及ぼすため、半数以上の貸付事業において財政状況の確認がなされていない現状は問題があるといえる。

実地調査においても上記と同様の問題が指摘できる。

(3) 貸付債権の回収管理

貸付債権の回収管理に関して、アンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
④回収可能性の観点から債権を分類した管理表の有無	14	13	0	27
	51.9%	48.1%	0.0%	100.0%
⑤債権者に対する残高確認の有無	16	11	0	27
	59.3%	40.7%	0.0%	100.0%
⑥滞留債権に対する回収督促マニュアルの有無	13	14	0	27
	48.1%	51.9%	0.0%	100.0%
⑦滞留債権に対する回収状況に関する報告書等の作成の有無	16	11	0	27
	59.3%	40.7%	0.0%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」を示している。

※2 「介護福祉士等修学資金貸付事業」及び「新技術・サービス創造資金貸付事業」については、新規事業のため現在実施していないが、今後実施予定である。

【コメント】

④ 回収可能性の観点から債権を分類した管理表の有無について

現在、滞納債権をかかえている 16. 農業改良資金貸付金、17. 林業・木材産業改善資金貸付事業、19. 沿岸漁業改善資金貸付事業、23. 勤労生徒奨学資金貸付金（1(1)貸付残高及び滞納額参照。以下同じ。）において管理表が整備されていないことは残念な結果であった。事業によっては貸付対象が低所得者層であるなどの理由が推察されるが、貸付事業である以上、回収可能性を管理する必要があることはいうまでもなく、今後の課題事項であるといえる。

⑤ 債権者に対する残高確認について

滞納債権をかかえているにもかかわらず、債権者に対して定期的に残高確認を行っていない貸付事業が存在しており、こちらも改善が求められる。

また、⑥ 滞留債権に対する督促マニュアルの有無についても、滞納債権をかかえているにもかかわらず、マニュアルを備えていない事業が存在しており、全体として滞留債権に対する問題意識の低さが窺える結果となった。

⑦ 滞留債権に対する回収状況に関する報告書等の作成の有無について

報告書等を作成していない、または未回答との回答を合計すると半数超となった。上記と同様に滞留債権に対する問題意識の低さが指摘できる。

(4) 損失補償の可能性のある債権について

損失補償の可能性のある債権に関して、アンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
⑧ 損失補償契約を結んでいる貸付の有無	5	22	0	27
	18.5%	81.5%	0.0%	100.0%
⑨ 担保資産の資産価値、連帯保証人の支払い能力の定期的な見直しの実施	1	26	0	27
	3.7%	96.3%	0.0%	100.0%
⑩ 消滅時効を過ぎている債権の有無	4	23	0	27
	14.8%	85.2%	0.0%	100.0%
⑪ 実質的に破綻しており、かつ担保又は保証人からも回収不可能と考えられる債権の有無	4	23	0	27
	14.8%	85.2%	0.0%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」を示している。

【コメント】

⑧ 損失補償契約を結んでいる貸付について

県が損失補償契約を結んでいる貸付があると回答した貸付事業は5事業であった。

詳細は、以下の通りである。

貸付事業名	損失補償限度額の合計	貸付残高 (H20年度末現在) (千円)
2. 私立高等学校等入学資金貸付事業	全額	440,777
13. 小規模企業者等設備資金貸付	1,480,000 (千円)	1,440,756
14. 地域産業振興資金貸付	410,000 (千円)	733,248
20. 最新規制適合車等代替促進特別貸与制度	85,000 (千円)	815,833
21. 就農支援資金貸付金	県農業信用基金協会 が代位弁済した額	443,710

また、⑩消滅時効を過ぎている債権の有無及び⑪実質的に破綻しており、かつ担保又は保証人からも回収不可能と考えられる債権の有無については、いずれも14.8%の貸付事業において該当ありとの回答を得ており、昨今の経済情勢を考慮すると将来的に不納欠損として県の財政を悪化させる恐れのある貸付残高は相当額にのぼる可能性があることが推測される。

県が行う貸付事業は、その目的を福祉的な側面に求めるものも多いことから、県の財政との均衡を考慮した適切な対応が今後望まれる。

(5) 貸付契約・条件について

貸付契約・条件についてのアンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
⑫返済資金の為の追加融資を行っている債権や通常でない借換がある債権、借換を繰り返している債権の有無	0	27	0	27
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑬利率が正規（規定上定められているもの）より低い債権の有無	0	27	0	27
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑭契約上、返済期日・返済期間が決まっていない債権の有無	0	27	0	27
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑮その他、契約条件が当該貸付金の一般条件とは異なる債権の有無	0	27	0	27
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」を示している。

【コメント】

表のとおり、異常な貸付条件・契約等の債権があるとの回答はなかった。

2 間接貸付事業

(1) 貸付残高及び滞納額

間接貸付事業の平成20年度末の貸付残高及び損失補償額は下表のとおりである。

「34 中小企業融資制度」の損失補償額が膨らんでいることがわかる。

「34 中小企業融資制度」については、後述する「第3章第2節貸付金事業個別検討」にて詳細を検討している。

所管課	通番	貸付事業名	貸付残高 (千円) ※1	損失補償 (千円) ※2	損失補償率
労政福祉課	28	離職者生活安定支援資金貸付金	6,908	477	6.9%
労政福祉課	29	失業者支援資金貸付金	13,773	1,320	9.6%
労政福祉課	30	勤労者持家促進強化資金貸付金	445,953	—	—
労政福祉課	31	勤労者住宅資金貸付金	66,472	—	—
労政福祉課	32	中小企業従業員共済事業貸付金	29,657	—	—
しごと支援課	33	育児休業・介護休業生活資金貸付金	7,023	—	—
経営商業課	34	中小企業融資制度	690,760,913	1,882,646	0.3%
経営商業課	35	地域金融支援保証制度	1,033,514	99,727	9.6%
経営商業課	36	チャレンジ企業設備投資応援融資制度	35,000	0	0.0%
林務課	37	木材産業等高度化推進事業	567,620	—	—
林務課	38	兵庫県産木材利用促進特別融資事業	116,800	—	—
林務課	39	兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業	12,447,039	—	—
環境政策課	40	兵庫県地球環境保全資金融資制度	124,276	1,598	1.3%
大気課	41	最新規制適合車等購入資金融資事業	720,091	3,200	0.4%
大気課	42	最新規制適合車等代替促進特別融資事業	1,095,905	0	0.0%
住宅政策課	43	県民住宅ローン貸付金	155,462	—	—
住宅政策課	44	ひょうご県民住宅復興ローン貸付金	16,584,560	—	—
住宅政策課	45	ひょうご住宅災害復興ローン貸付金	53,370	—	—
合計			724,264,336	1,988,968	0.3%

※1 平成20年度末残高

※2 平成20年度の損失補償額

※3 損失補償率は、平成20年度の損失補償額をH20年度末の貸付残高で割ることにより算出している。

(2) 貸付先の管理状況

貸付先の管理状況に関して、アンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
① 契約書管理台帳（貸付金管理台帳）の有無	5	12	1	18
	27.8%	66.7%	5.6%	100.0%
② 貸付実行後の貸付先の財政状況等の確認の有無	0	18	0	18
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
③ 貸付先に対する実地調査の有無	3	15	0	18
	16.7%	83.3%	0.0%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」又は「回答不能」を示している。

【コメント】

ほとんどの貸付事業において、貸付先の管理は実施していないとの回答であった。その理由としては、貸付を金融機関で実施しているため把握不能であるというものが多かった。

(3) 貸付債権の回収管理

貸付債権の回収管理に関して、アンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
④ 回収可能性の観点から債権を分類した管理票の有無	0	18	0	18
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑤ 債権者に対する残高確認の有無	6	12	0	18
	33.3%	66.7%	0.0%	100.0%
⑥ 滞納している貸付金の（県としての）把握の有無	5	13	0	18
	27.8%	72.2%	0.0%	100.0%
⑦ （県独自の）督促等の有無	1	17	0	18
	5.6%	94.4%	0.0%	100.0%
⑧ 滞留債権に対する回収状況に関する報告書等の作成の有無（取扱金融機関等含む）	2	16	0	18
	11.1%	88.9%	0.0%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」又は「回答不能」を示している。

【コメント】

2. 貸付先の管理状況と同じく、金融機関で実施しているということで県として管理が行われていない貸付事業が多い。⑥滞納している貸付金の（県としての）把握

に関しては、県が損失補償を行う際に金融機関から報告を受けるという回答もあり、間接貸付事業に関する県の関与が現状でよいのか検討する必要性を感じさせる結果となった。

(4) 損失補償の可能性のある債権について

損失補償の可能性のある債権に関して、アンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
⑨ 損失補償契約を結んでいる貸付の有無	8	10	0	18
	44.4%	55.6%	0.0%	100.0%
⑩ 担保資産の資産価値、連帯保証人の支払い能力の定期的な見直しの実施	0	15	3	18
	0.0%	83.3%	16.7%	100.0%
⑪ 消滅時効を過ぎている債権の有無	0	15	3	18
	0.0%	83.3%	16.7%	100.0%
⑫ 実質的に破綻しており、かつ担保又は保証人からも回収不可能と考えられる債権の有無	0	14	4	18
	0.0%	77.8%	22.2%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」又は「回答不能」を示している。

【コメント】

⑨ 損失補償契約を結んでいる貸付の有無について

損失補償契約の締結ありと回答した貸付事業は44.4%であり、その内容は下表のとおりである。

損失補償の条件等については、「(5) 損失補償について」で記載する。

貸付事業名	貸付残高 (千円) ※1	損失補償額 (千円) ※1	損失補償限度額の合計額
28. 離職者生活安定支援資金貸付金	6,908	477	損失額の95/100に相当する額として、25,175(千円)を限度する
29. 失業者支援資金貸付金	13,773	1,320	損失額の95/100に相当する額
34. 中小企業融資制度	690,760,913	1,882,646	年度ごとに債務負担行為を設定
35. 地域金融支援保証制度	1,033,514	99,727	2,970,000(千円) ※平成21年まで
36. チャレンジ企業設備投資応援融資制度	35,000	0	6,825(千円) ※平成20年まで

40. 兵庫県地球環境保全資金融資制度	124,276	1,598	年度ごとに債務負担行為を設定
41. 最新規制適合車等購入資金融資事業	720,091	3,200	年度ごとに債務負担行為を設定
42. 最新規制適合車等代替促進特別融資事業	1,095,905	0	年度ごとに債務負担行為を設定

※1 平成20年度末残高

また、⑩～⑫の質問については、あり（○）と回答した貸付事業はなかった。理由は、各金融機関での取扱であるため、把握不能という回答が多数であった。

(5) 損失補償について

損失補償契約を締結している貸付事業について、損失補償の条件に関するアンケートの回答は下表のとおりであった。

貸付事業名	条件	損失補償実行にあたっての検査の有無	検査マニュアル等の有無
28. 離職者生活安定支援資金貸付金	(社)日本労働者信用基金協会が借受者の債務を代位弁済したときに、弁済した借入元金の一部について損失填補を実行する。	×	×
29. 失業者支援資金貸付金	借受者が債務を履行しないときに、金融機関又は当該金融機関と保証契約を締結する保証機関が被った損失額の一部について、損失填補を実行する。	×	×
34. 中小企業融資制度	保証協会が債務の保証をおこなった中小企業者等がその債務を履行しないときに代わって弁済した借入元金の一部について損失填補を実施する。	○	○
35. 地域金融支援保証制度	中小企業者が債務を履行せず、商工中金が取扱金融機関に代位弁済した場合。	○	○
36. チャレンジ企業設備投資応援融資制度	中小企業者が債務を履行せず、債権回収が困難と認められる場合。	○	×
40. 兵庫県地球環境保全資金融資制度	信用保証協会が中小企業等の債務を代位弁済した場合に、その代位弁済した借入元金の一部について損失補償を実行する。	×	×

41. 最新規制適合車等購入資金融資事業	信用保証協会が中小企業等の債務を代位弁済した場合に、その代位弁済した借入元金の一部について損失補償を実行する。	×	×
42. 最新規制適合車等代替促進特別融資事業	信用保証協会が中小企業等の債務を代位弁済した場合に、その代位弁済した借入元金の一部について損失補償を実行する。	×	×

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」又は「回答不能」を示している。

【コメント】

表のとおり損失補償実行の際に検査を行っていないとの回答が半数以上となっている。間接貸付に関しては新規貸付時、また債権管理にあたり、取扱金融機関で新規貸付・管理を実施しているため県としては把握していない、または把握不可能との回答が多くみられる。そのため、損失補償実行の際の検査が、適切に貸付が実施され、その上での代位弁済であったのか否かを判断できる重要な機会となっている。新規貸付にかかる審査から債権管理までを信用保証協会や金融機関に大きく依存している場合、損失補償実行の際の検査について再考する必要があると考えられる。

また、たとえ件数が少ない場合であっても、統一的に手続きを実施していくためにも、検査に関するマニュアルを作成する必要がある。

(6) 貸付契約・条件について

貸付契約・条件についてのアンケートの内容及び回答は下表のとおりである。

アンケートの内容	回答			
	○	×	N/A	計
⑬ 返済資金の為の追加融資を行っている債権や通常でない借換がある債権、借換を繰り返している債権の有無	0	14	4	18
	0.0%	77.8%	22.2%	100.0%
⑭ 利率が正規（規定上定められているもの）より低い債権の有無	0	18	0	18
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑮ 契約上、返済期日・返済期間が決まっていない債権の有無	0	18	0	18
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
⑯ その他、契約条件が当該貸付金の一般条件とは異なる債権の有無	0	18	0	18
	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

※1 ○は「あり」、×は「なし」、N/Aは「未回答（空欄）」又は「回答不能」を示している。

【コメント】

表のとおり、異常な貸付条件・契約等の債権があるとの回答はなかった。

VI アンケートまとめ

【意見】各部局アンケート結果の総括的意見

兵庫県の貸付事業は非常に多く、関係する部局、所管課も幅広いことが特徴の1つである。民間の金融機関と比較して、借受者に有利な融資条件を提供できる地方公共団体の貸付事業は、その内容の充実を図ることで県民サービスとして非常に有用である。その一方で、多くの部局、所管課が類似の貸付事業を実施することで、業務負担が増え、行政コストの増大につながるというマイナスの面も持ち合わせている。

アンケートの結果、類似の目的・対象への貸付事業が複数の部局、所管課でそれぞれ行われていることがわかった。貸付事業の充実を図るだけでなく、その業務のスリム化を図ることを検討することが求められる。また、新規貸付金額が低迷している貸付事業もあり、事業の存続を検討することも必要である。

実際の貸付業務については、間接貸付事業において、貸付窓口が金融機関等であるため、その新規貸付、債権管理等について県が把握できていないという回答が多かったことが残念である。確かに、間接貸付事業では、実際の貸付業務を執り行うのは外部の金融機関等であり、管理を金融機関に任せていることも理解できる。しかし、貸付債権が回収不能となった場合、その損失を負担する義務を県が負っている貸付事業もあり、もう少し踏み込んだ県の関与が期待される。

第3章 監査の結果と意見

第1節 総括

兵庫県が実施している貸付事業の概要及び実施したアンケートの概要については第2章で述べたが、重要と思われる事業についてはアンケートの他に当該貸付事業の所管課に往査し、ヒヤリングの実施及び関係資料を閲覧した。往査の対象事業については貸付金残高、貸付金の回収状況、及びアンケートの内容等を総合的に検討し、直接貸付事業については次の6事業、間接貸付事業については次の2事業を選定した。

(個別検討事業)

区分	部局	所管課	貸付金事業名
直接貸付	企画県民部	教育課	私立高等学校等入学資金貸付事業
	健康福祉部	社会援護課	生活福祉資金貸付事業（震災特例貸付）
			災害援護資金貸付金事業
	産業労働部	経営商業課 工業振興課	中小企業高度化資金貸付金
	教育委員会	高校教育課	高等学校奨学資金貸付金
人権教育課		地域改善対策奨学資金貸付金 （高校奨学資金貸付金・大学奨学資金貸付金）	
間接貸付	産業労働部	経営商業課	中小企業等融資制度
			地域金融支援保証制度

以下ではこれら往査の対象とした事業について個別により深く検討してゆくこととする。

第2節 貸付金事業個別検討

I 兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業

1 貸付金概要

(1) 当該貸付に係る貸付金の種類

私立高等学校入学資金

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

所管課は企画県民部教育・情報局教育課であり、貸付業務は社団法人兵庫県私学振興協会（以下「協会」）に委託している。

(3) 取扱金融機関等

民間金融機関3行

(4) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要綱（以下「実施要綱」）及び兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要領（以下「実施要領」）

(5) 当該貸付金の財源

学校法人、金融機関（県外貸付分）の自主財源及び協会資金

(6) 当該貸付事業制度の目的と対象

ア 目的

兵庫県民のうち学校教育法に規定する私立高等学校に進学する者の学資負担者であって、入学時に必要な経費の支払が一時困難な者に対し、入学資金の貸付を行うことにより、入学時の負担の軽減を図り、県民生徒の進学を援助することを目的とする。

イ 対象

私立高等学校に入学することが確実である者の学資負担者であって、所得金額が一定基準額以下の者であること。

ウ 募集人員

467名以内（但し467名に満たない場合でも貸付予定額（貸付限度額：1億4千万円）を超える申し込みがあった場合は貸付不可）

(7) 貸付対象となる必要条件

①申請者である学資負担者が兵庫県の区域内に居住する者であること

②私立高等学校に入学することが確実である者の学資負担者であって、市（町）県民税課税所得金額が基準額（220万円）以下の者であること（但し例外あり）。

③この貸付金を誠意をもって償還すると認められる者であること

(8) 貸付条件

利率	0 パーセント
貸付額	300,000 円以内
償還期限	3 年 0 ヶ月
償還方法	第 1 回の償還を入学年度の 9 月 30 日とし、3 年間半年賦均等償還
償還猶予又は免除に関する規定の内容	(償還金の免除) <ul style="list-style-type: none"> ・借受人、連帯保証人のいずれも死亡又は身体に著しい障害を受け、償還ができなくなったとき。 ・借受人、連帯保証人のいずれもが所在不明となり、貸付金の償還がないとき。 ・借受人、連帯保証人の経済的理由により、当該生徒が退学するに至ったとき。 ・その他止むを得ない事情により返還が不可能と認められるとき。
貸付限度額	300,000 円以内

(9) 推移表

ア 貸付金残高推移

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	期末残高
H16 年度	312,961,237	120,825,100	88,348,692	345,437,645
H17 年度	345,437,645	119,500,000	96,814,456	368,123,189
H18 年度	368,123,189	117,870,000	102,950,494	383,042,695
H19 年度	383,042,695	139,475,000	109,612,827	412,904,868
H20 年度	412,904,868	139,890,000	112,017,773	440,777,095

表を見てわかる様に、貸付金残高は増加傾向にある。

イ 未収入金推移

(単位：円)

年度	期首残高	増加額	減少額	期末残高
H16 年度	76,773,160	11,605,719	170,000	88,208,879
H17 年度	88,208,879	9,798,224	724,820	97,282,283
H18 年度	97,282,283	13,126,608	616,782	109,792,109
H19 年度	109,792,109	10,702,524	172,000	120,322,633
H20 年度	120,322,633	9,453,388	316,088	129,459,933

未収入金とは調定済みであるが未入金となっているものであり、「増加額」が損失補償額である。昨年度まで融資額の 10%未満で推移している。「減少額」は損失補償処理後に回収／返済を受けた額であり、県における処理は「雑収入」となる。未収入金累計額は平成 20 年度で 129 百万円に上っている。

ウ 新規貸付金推移

(単位：円)

年度	申込件数	新規貸付件数	新規貸付額
H16年度	646	422	120,825,100
H17年度	620	419	119,500,000
H18年度	596	412	117,870,000
H19年度	771	491	139,475,000
H20年度	795	485	139,890,000

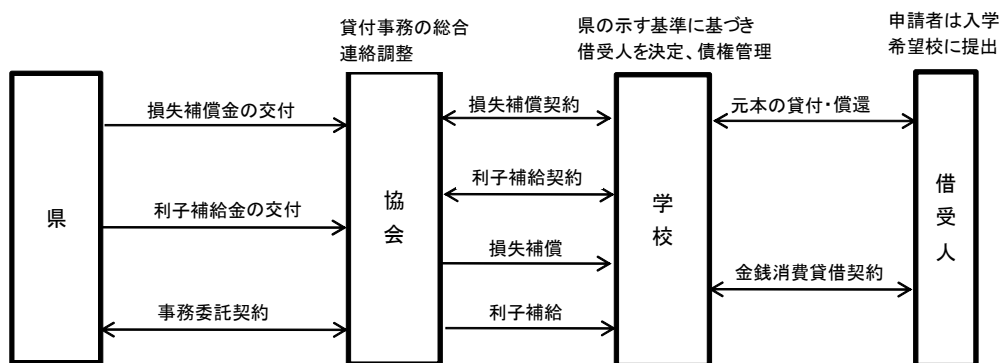
申込件数及び新規貸付件数ともに増加傾向にある。なお、申し込み件数に比して、新規貸付件数が7割以下にとどまっている事情は、融資を断っているわけではなく、申し込み時においては入学試験の合否が判明していないことによるものである。すなわち、入学試験に受からなかったり、併願校に係る申し込みであったりした場合、同貸付金制度に申し込みをしたものの、入学手続きに至らないケースがあるためである。

(10) 業務の流れについて

ア 県内私立高等学校入学者

(ア) 学校法人資金による貸付

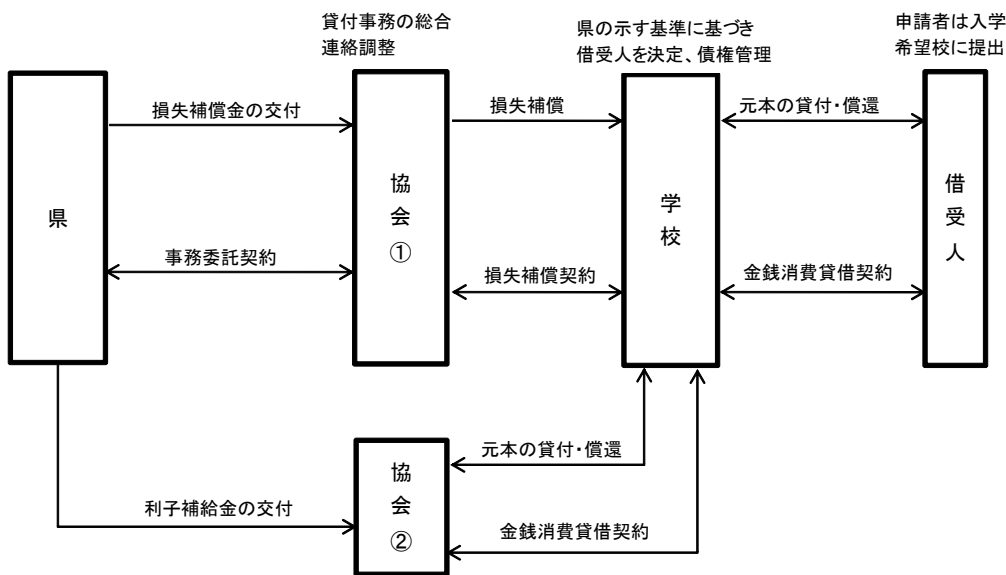
既述の様に県は貸付業務を協会に委託している。県内の私立高等学校進学者に係る貸付については、借受人からの申請に基づき学校法人が貸付を行う。学校法人は借受人に対し無利息で貸付を行うので、協会は当該貸付金について学校法人との利子補給契約に基づき年利1.5%(平成20年度貸付分にかかる利率)の利子補給金を学校法人に交付し、それを県が補填する仕組みとなっている。これとは別に協会と学校法人の間には損失補償契約が存在するが、それについては後述する。



(イ) 協会資金借入資金による貸付

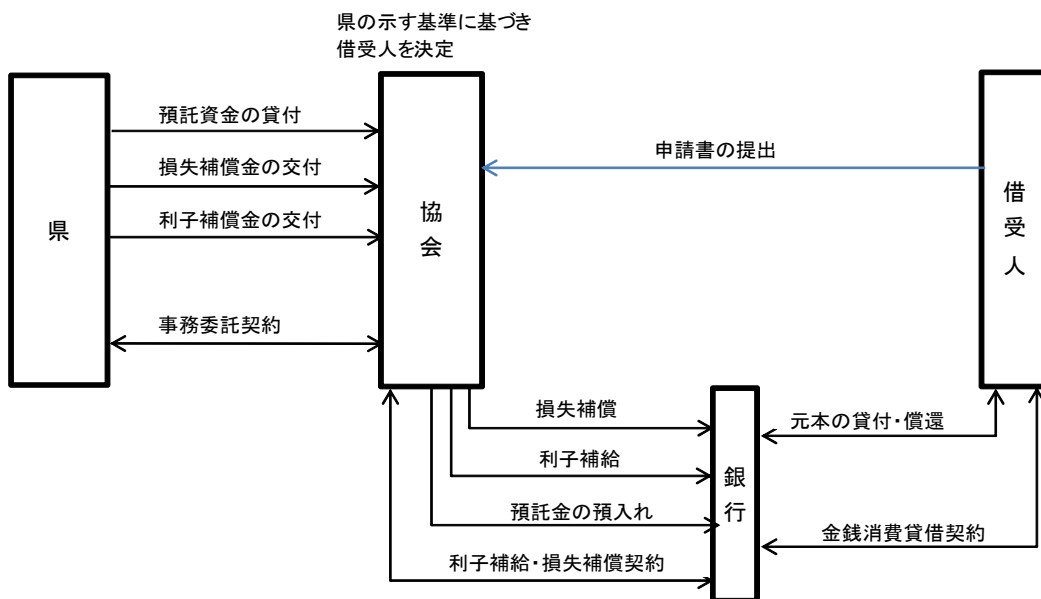
協会が学校法人に貸付に要する金額の範囲内の金額を貸付原資として貸し付け、学校法人が借受人に貸し付ける。この場合は県が協会に対して

利子補給を行う。損失補償契約については後述する。



イ 県外私立高等学校入学者

県外の私立高等学校等進学者に係る貸付については、協会の貸付認定通知に基づき、貸付を取扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が借受人に貸付を行う。この場合、協会は取扱金融機関との間で利率 0%、年度平均貸付残高の 2.666 分の 1（平成 20 年度の率）の額の預託契約を締結し、資金を取扱金融機関に預託する。県はこれと同額・同条件で協会に対し預託資金を貸し付ける。かつ、協会は取扱金融機関との間で利子補給契約を締結し、取扱金融機関が貸し付けた貸付金について年利 1.5%（平成 20 年度貸付分にかかる利率）の利子補給金を取扱金融機関に交付し、県が当該補給金を協会に対して補填する仕組みとなっている。取扱金融機関の貸付業務に対する手数料はこの利子補給金に含まれていると考えられる（上記の学校法人からの貸付の場合も同様である）。損失補償については後述する。



2 貸付業務体制

所管課の人数及び業務内容の概要は以下のとおりである。

【企画県民部教育・情報局：9名】

- ・ 私立学校の管理運営指導
- ・ 私立学校経常費補助
- ・ 私立学校の認可・定員管理
- ・ 私立学校生徒への就学支援事業
- ・ 私立学校にかかる国庫補助申請 他

3 学校、金融機関の行った貸付についての管理等

新規貸付に関しては、学校法人及び取扱金融機関は貸付を完了した時は直ちに協会に対し貸付実績を報告するものとし、協会は速やかにその実績を県に報告するものとされている。また償還に関しては取扱金融機関及び学校法人が毎償還日の翌月の20日までに貸付金の償還状況を協会に報告するものとする、と実施要綱に規定されているが、償還状況に関する協会から県への報告は特に規定されていない。

県による各学校法人、取扱金融機関及び協会に対する、あるいは協会から各学校法人、取扱金融機関に対するモニタリングはどのように実施しているかについて県担当者に質問したところ、県としては同貸付金制度そのものに関するモニタリングを実施しているわけではないが、授業料軽減補助事業に係る調査を年間8校程度実施しており、その折に併せて学校法人に対して同貸付金制度に係るヒヤリングを実施しているとの回答であった。

4 損失補償等について

(1) 損失補償を実行する条件と手続

協会と学校法人または取扱金融機関との間では上記利子補給契約とは別に損失補償契約も締結される。借受人から返済がなかった場合、学校法人または金融機関が被る損失については当該損失補償契約により協会から補償される。利子補給金と同様にこの損失補償金に対しても協会は県から補填を受ける事となっているので、結局学校法人、取扱金融機関、協会とも貸倒リスクは負わず、県が全てのリスクを負担している事になる。貸倒が発生し、学校法人または取扱金融機関が協会に対して損失補償を請求する条件及び手続きは下記のとおりである。

ア 条件

最終償還期限から3ヶ月を経過してなお元金および違約金の全部または一部が回収されなかった場合に協会に対して損失補償の請求権が発生する。また償還免除の対象となった者については、償還免除の決定日をもって請求権発生日とする。

イ 手続

損失補償の対象となる債権の明細を付し、損失補償金交付申請書を協会に提出して補償金の交付を受ける。

その後協会は、取扱金融機関または学校に対して協会が補償した損失補償金の補填申請を知事に申請し、知事が内容を審査の上協会に交付を通知する。

(2) 損失補償履行済みの貸付金に対する県としての回収状況把握・管理等

ア 把握方法

協会が学校法人または取扱金融機関に対し、権利行使状況について毎年報告を求めるとともに、県に対し文書により報告している。

イ 損失補填

学校法人または取扱金融機関が損失補償を受けた後に損失補償の対象となった債権を回収した場合、回収によって得た金額のうちから債権行使のため必要とした費用を控除した残額を納付金として協会に納める。さらに当該貸付金に関し協会が既に県から損失補償金の交付を受けている場合には、当該回収金は協会から納付金として県に納められる事となる。

ウ フォロー

要綱等に規定された制度ではないが、企画県民部教育・情報局教育課として損失補償額が一定額以上、及び貸付額に対する損失補償額が一定率の高校に対し、回収率向上の為個別にヒヤリングを実施し改善計画書の提出を求め

ている。県担当者によると取扱金融機関からの貸付は貸付時の審査が厳格である為学校法人に比べると貸倒率が低く、取扱金融機関に対しては上記ヒヤリング等は実施していないとの回答であった

5 結果と意見

【意見】 利用者の声を制度の改善に反映させる仕組みについて

現状、県では当貸付金利用者に対し貸付金制度についてのアンケートなどは特に実施していないとのことである。しかし例えば返済方法等について現状の制度が利用者のニーズにあったものになっているか、30万円という貸付限度額は十分なものか、等についてアンケート等により利用者の声を聞き、対応を検討するといった制度の存在が望ましいと考えられる。その場合、貸出時にアンケートを取るか、完済時にアンケートを取るか、によってその反応が異なる可能性はあるが、制度全体を俯瞰してもらうためには、後者の方がより意義のあるものになるのではないかと考えられる。

【意見】 損失補償後の回収インセンティブについて

制度全体としての回収率は毎年 90%近くで推移しており、また回収率は直近 3年間でみると向上してきている。但し損失補償を実行した後で検討すると現状の制度では取扱金融機関及び学校法人が損失補償を受けた後に引き続き当該債権の回収を継続するインセンティブがほとんどなく、回収努力がなされる仕組みとなっていない。協会が学校法人または取扱金融機関に対し、権利行使状況について毎年報告を求めるとともに、県に対し文書により報告する、という制度は存在するが、インセンティブとして弱いのではないかと考える。既述の様に学校法人または取扱金融機関に対して損失補償がなされるのは最終償還期限から3ヶ月を経過しただけの未回収債権であり、回収努力次第では回収しうる債権も存在するのではないかと考えられるが、上記「(b)未収入金推移」でわかるとおり毎年の損失保証残高に対し損失補償後の回収率は1%よりもはるかに低く数十万円にとどまっているのが現状である。貸付金残高および未収入金残高が増加傾向である事を鑑みると何らかの制度的な回収インセンティブを検討する事が望まれる。以下、具体的にどのような制度が考えられるかを検討する。

現行の制度では協会と学校法人または取扱金融機関との間では債務保証契約ではなく損失補償契約に基づいて損失補償が実行されている。地方公共団体では法律上、会社その他の法人の債務に対する損失補償が原則禁止されているので損失補償契約によらざるを得ないのであるが、損失補償においては契約において主たる債務者に求償することができる旨を明定していなければ法律上当然には求償権が生じ

ない。よって、現在は損失補償を実施しても県として債務者（借受人）に対して回収行為ができない事となっている。また、債務保証については主たる債務が履行遅滞になると直ちに従たる債務としてこれを履行する責任を負うこととなるのに対し、損失補償にあつては、本質上損失が生じてはじめて補填すべきものであり、単にある債権が弁済を受ける時期が到来したのに弁済されないという事のみではいまだ損失とはみなされず、債務者が倒産したとか、それに至らなくとも、客観的に債権の回収がほとんど見込みがないという事態となつてはじめて損失が生じたというべきであり、その時点で現実の債務となるものとされている。以上の点を鑑みると、制度的なインセンティブとしては以下の2つが考えられる。

- ① 損失補償契約において主たる債務者に求償することができる旨を定め、県として借受人に対して直接回収を図る制度に変更する。損失を受けているのは県であり、回収の見込みがあるのであれば回収行為をするのは行政として当然の行為であるとする。
- ② 損失補償の請求権発生時期を現行の様に一律最終償還期限から3ヶ月とするのではなく、借受人が客観的に回収不能となった時へ変更する。借受人が客観的に回収不能であるかどうかの判断資料は学校法人または取扱金融機関から提出を受け、これを県が判断し損失補償を実行する事とする。これは繰り返すが損失補償の場合は上記の様に本質上損失が生じてはじめて補填すべきものであり、単にある債権が弁済を受ける時期が到来したのに弁済されないということのみではいまだ損失とはみなされず、債務者が倒産したとか、それに至らなくとも、客観的に債権の回収がほとんど見込みがないという事態となつてはじめて損失が生じたというべきであり、その時点で現実の債務となるものとされているからである。この様に制度変更する事により、学校法人または取扱金融機関は借受人が客観的に返済不能とならない限り損失補償を受ける事が出来ないので、回収努力を続ける事が期待できるからである。

上記2つはそれぞれ単独ではなく組み合わせて実施する事も考えられる。実際の実行には法律的な観点からより慎重な検討が必要となると思われるが、この他にも制度的なインセンティブは考えられるので、例えば有識者の検討会議を設定して検討を重ねる等、県として回収率向上により積極的に努める事が望まれる。

Ⅱ 生活福祉資金貸付事業（震災時特例貸付）

1 貸付金概要

(1) 当該貸付にかかる貸付金の種類

小口資金・災害援護資金・転宅資金

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

健康福祉部社会福祉局 社会援護課

(3) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

資料 番号	日付	条文・契約書等	備考
国一県			
1	H7/2/28	平成6年度阪神・淡路大震災に係る生活福祉資金貸付等補助金の国庫補助について	(厚生省発社援第78号) 平成6年度阪神・淡路大震災に係る生活福祉資金貸付等補助金交付要綱
2	H11/7/13	生活福祉資金の貸付金償還免除の取扱いについて	(社援第1729号) 生活福祉資金貸付金償還免除規程
3	H21/3/30	阪神・淡路大震災における生活福祉資金貸付事業の特例貸付にかかる取扱いについて	(事務連絡) 償還免除の基準について 償還免除にかかる国庫補助の取扱いについて
県一兵庫県社会福祉協議会（以下、県社協）			
4	H2/8/14	生活福祉資金の貸付けについて	(厚生省社第398号) 生活福祉資金貸付制度要綱 第10 償還金の支払免除 都道府県社協会長は、借受人の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の支払を免除することができる。
5	H7/1/25	生活福祉資金の貸付けの特例について	(社援地第13号) 小口資金貸付制度要綱 2. 実施主体 兵庫県社会福祉協議会及び大阪府社会福祉協議会
6	H7/3/17	生活福祉資金原資貸付要綱	(償還の免除) 第12条 県は、県社協の責めに帰することができない理由により、貸付原資が減少したと認めるときは、厚生大臣の承認を受けて、貸付金の全部または一部の償還を免除することができる。 2 県社協は、前項の債務の免除を受けようとするときは、生活福祉資金原資貸付金償還免除申請書（様式第3号）を県に提出しなければならない。

7	H7/3/24	生活福祉資金原資貸借契約書	(貸付金額) 第 1 条 15,784,000 千円 (貸付期限) 第 3 条 事業中止又は廃止
8	H8/7/30	生活福祉資金貸付制度(福祉資金)の特例措置について	(社援地第 72 号) 貸付対象 恒久住宅へ移転する世帯
県社協			
9	S36/7/1	生活福祉資金貸付規程	第 10 条 貸付金の償還免除 県社協会長は、借受人の死亡その他やむを得ない事情により貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。

(4) 当該貸付金の財源

国(負担 3/4)

県(負担 1/4)

(5) 当該貸付事業制度の目的と対象

ア 目的

阪神・淡路大震災により罹災した低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としている。

イ 対象

【小口資金】

被災により生活に困窮している世帯であって、緊急に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯(低所得世帯に限定せず)

【災害援護資金】

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の対象にならない程度の被害を受けた世帯(住居、家財の 1/3 未満の損害)

【転宅資金】

仮設住宅等の仮住まいから、今後恒久住宅に転居の予定があり、転居費用の調達が困難な低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯

(6) 貸付対象となる必要条件、貸付制限、承認しない条件

必要条件 貸付対象に該当すること

不承認条件 貸付対象に該当しないこと

(7) 貸付条件

利率	(県→県社協) 無利子 (県社協→借受人) 年 3 パーセント (据置期間経過後)
貸付限度額	【小口資金】 10 万円以内 (特別の場合 20 万円以内) 【災害援護資金】 150 万円以内 【転宅資金】 50 万円以内
償還期間	【小口資金】 5 年以内 (内、据置期間 2 年以内) 【災害援護資金】 8 年以内 (内、据置期間 3 年以内) 【転宅資金】 6 年以内 (内、据置期間 1 年以内)
償還方法	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法による。
償還猶予又は免除に関する規定の内容	「国が規定する償還金支払免除の適格要件」(資料 2 及び 3) ①借受人が死亡し、相続人、連帯保証人からの償還も困難 ②連帯借受人が死亡し、借受人、相続人、連帯保証人からの償還も困難 ③借受人が償還期限到来後 2 年以上所在不明で、相続人、連帯保証人からの償還も困難 ④連帯借受人が償還期限到来後 2 年以上所在不明で、借受人、相続人、連帯保証人からの償還も困難 ⑤償還期限到来後 2 年経過し、借受人、連帯借受人、連帯保証人からの償還が著しく困難 ⑥未済額について時効が完成
充当率	(貸付対象事業に対する貸付金の充当率) ー

(8) 推移表

ア 貸付実績等

貸付種類	貸付申込 受付期間	貸付決定状況		据置期間	償還期間 (据置期間 経過後)
		件数 (件)	金額 (千円)		
小口資金	H7. 1. 27~2. 9	54,011	7,714,035	2 年以内	3 年以内
災害援護 資金	H7. 5. 1~7. 31 H7. 10. 2~10. 31	594	597,156	3 年以内	5 年以内
転宅資金	H8. 8. 1~ H12. 3. 31	4,511	2,009,060	1 年以内	5 年以内
合計		59,116	10,320,251		

イ 貸付金増減 (県費償還状況)

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	期末残高
H16 年度	5,181,141,719	-	224,149,760	4,956,991,959
H17 年度	4,956,991,959	-	113,561,102	4,843,430,857
H18 年度	4,843,430,857	-	121,544,986	4,721,885,871
H19 年度	4,721,885,871	-	102,059,260	4,619,826,611
H20 年度	4,619,826,611	-	98,141,086	4,521,685,525

ウ 未収入金（県社協、事業費ベース）

（単位：円）

年度	期首残高	増加額	減少額	期末残高
H16年度	4,956,991,959	-	113,561,102	4,843,430,857
H17年度	4,843,430,857	-	121,544,986	4,721,885,871
H18年度	4,721,885,871	-	102,059,260	4,619,826,611
H19年度	4,619,826,611	-	98,141,086	4,521,685,525
H20年度	4,521,685,525	-	104,001,783	4,417,683,742

県社協から県へは1年分を取りまとめて償還されるため、貸付金増減（県費償還状況）と未収入金（県社協、事業費ベース）の残高に差額が生じる。

エ 平成20年度末の元金償還状況

（単位：円）

貸付種類	貸付決定額	償還済額	未償還額	未償還率 (%)
小口資金	7,714,035,000	4,297,619,573	3,416,415,427	44.2
災害援護資金	597,156,000	443,398,442	153,757,558	25.7
転宅資金	2,009,060,000	1,161,549,243	847,510,757	42.1
（件数）	（59,116）	（30,234）	（28,882）	（48.8）
合計	10,320,251,000	5,902,567,258	4,417,683,742	42.8

未償還額はすべて滞納分である。

オ 償還済額の直近5ヵ年の内容（借受人→県社協）

（単位：円）

貸付種類	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
小口資金	52,868,591	81,843,642	79,899,204	71,528,071	58,173,904
災害援護資金	11,966,931	6,645,752	6,737,291	6,117,267	5,191,450
転宅資金	48,725,580	33,055,592	15,422,765	20,495,748	40,636,429
合計	113,561,102	121,544,986	102,059,260	98,141,086	104,001,783

平成17年度の小口資金、平成20年度の転宅資金の償還増加は、貸付種類別・地域別等の重点償還対策により増加したものである。回収努力の成果が数値で現れている。なお、償還は、現金払いや口座引き落とし等によるが、差押等の前例はない。

カ 平成20年度末の元金償還額の延滞理由

(単位：件、千円)

区分	小口資金		災害援護資金		転宅資金		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
分割償還	1,706	152,214	53	29,561	528	142,873	2,287	324,648
徴収一時停止	585	70,081	3	2,855	79	28,664	667	101,600
徴収困難	13,925	1,843,402	128	90,291	1,215	448,207	15,268	2,381,900
徴収不可能	10,017	1,350,718	39	31,050	604	227,766	10,660	1,609,534
合計	26,233	3,416,415	223	153,757	2,426	847,510	28,882	4,417,682

分割償還：予定を含む

徴収一時停止：災害、疾病、盗難、全額生活保護

徴収困難：接触不能等

徴収不可能：借受人・保証人死亡、破産、所在不明等

※ 太枠の約40億円が今後、免除の対象となる可能性がある。

キ 平成20年度末の元金未償還分に対する未収貸付利子・未収延滞利子の金額（借受人→県社協）

(単位：円)

貸付種類	貸借対照表の貸付金	未収金			貸付金+(C)
		貸付利子(A)	延滞利子(B)	(C) =(A)+(B)	
小口資金	3,416,415,427	159,264,225	3,634,447,370	3,793,711,595	7,210,127,022
災害援護資金	153,757,558	11,571,011	102,991,168	114,562,179	268,319,737
転宅資金	847,510,757	62,558,353	506,791,602	569,349,955	1,416,860,712
合計	4,417,683,742	233,393,589	4,244,230,140	4,477,623,729	8,895,307,471

県社協の貸借対照表に貸付利子及び延滞利子の未収金は計上されていない。平成20年度末で未収金合計は貸付金元金を超える金額になっている。貸付金利子は、返済方法が原則として元利均等であるため元金とともに償還されるが、延滞利子については特別な督促は行っていない。借受人からみると、完済通知に延滞利子の額が告知され請求されており、元金返済時に借用書が返還されていない。

- ※1 上表の「未収金」は事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額をいい、行政でいう「調定されたが未回収のもの」ではない。
- ※2 「貸付利子」は、返済が滞納している貸付利子も含む
- ※3 「延滞利子」は、元金未償還に対するもののほか、元金完済分の確定延滞利子未回収分を含む。

ク 平成20年度末の元金未償還分に対する未収貸付利子・未収延滞利子の分析

(単位：円)

貸付種類	貸借対照表の貸付金 28,882件の未収金総額	平成20年度末で元金未償還額のある貸付先28,882件の未収金			差引(未収金総額-C)、元金完済の貸付先の未収金
		貸付利子(A)	延滞利子(B)	(C)=(A)+(B)	
小口資金	3,793,711,595	159,123,063	2,434,474,441	2,593,597,504	1,200,114,091
災害援護資金	114,462,179	11,566,461	33,721,368	45,287,829	69,174,350
転宅資金	569,349,955	62,454,403	284,288,719	346,743,122	222,606,833
合計	4,477,523,729	233,143,927	2,752,484,528	2,985,628,455	1,491,895,274

太枠の約15億円が現状では延滞理由別に分析できていない貸付先の延滞金等に係る未収金合計額である。簿外であるが今後も回収管理の継続が必要である。

なお、元金未償還である貸付先の未収金(上記表でCの約29億円)で延滞利子(同、Bの27億円)は、下記の計算式により元金が回収されない限り今後も日々増加する。

$$\text{延滞元金} \times 0.1075 \times (\text{延滞日数} / 365)$$

(生活福祉資金運営要領【H16 社援発第0331020号】以下、運営要領)第4、2延滞利子

また、元金完済の貸付金の未収金(同、太枠の約15億円)は、元金完済時点で延滞利子が確定しているもので、以後増加するものではない。

ケ 貸付金利子、延滞利子収入の直近5ヵ年の内容(借受人→県社協)

(単位：円)

貸付種類		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
貸付利子	小口資金	2,464,761	3,774,122	3,635,164	3,270,308	2,685,901
	災害援護資金	884,848	516,170	497,841	456,891	391,529
	転宅資金	4,633,867	2,675,692	1,175,340	1,492,160	2,830,952
	小計	7,983,476	6,965,984	5,308,345	5,219,359	5,908,382
延滞利子	小口資金	5,428,531	10,100,361	5,639,496	3,539,404	1,895,534
	災害援護資金	611,682	283,793	570,376	1,196,301	388,982
	転宅資金	552,356	1,777,624	1,106,226	1,417,008	2,795,458
	小計	6,592,569	12,161,778	7,316,098	6,152,713	5,079,974
合計		14,576,045	19,127,762	12,624,443	11,372,072	10,988,356

元金未償還と元金償還済みの合計利息収入である。

2 貸付業務体制

(1) 兵庫県社会福祉協議会概要

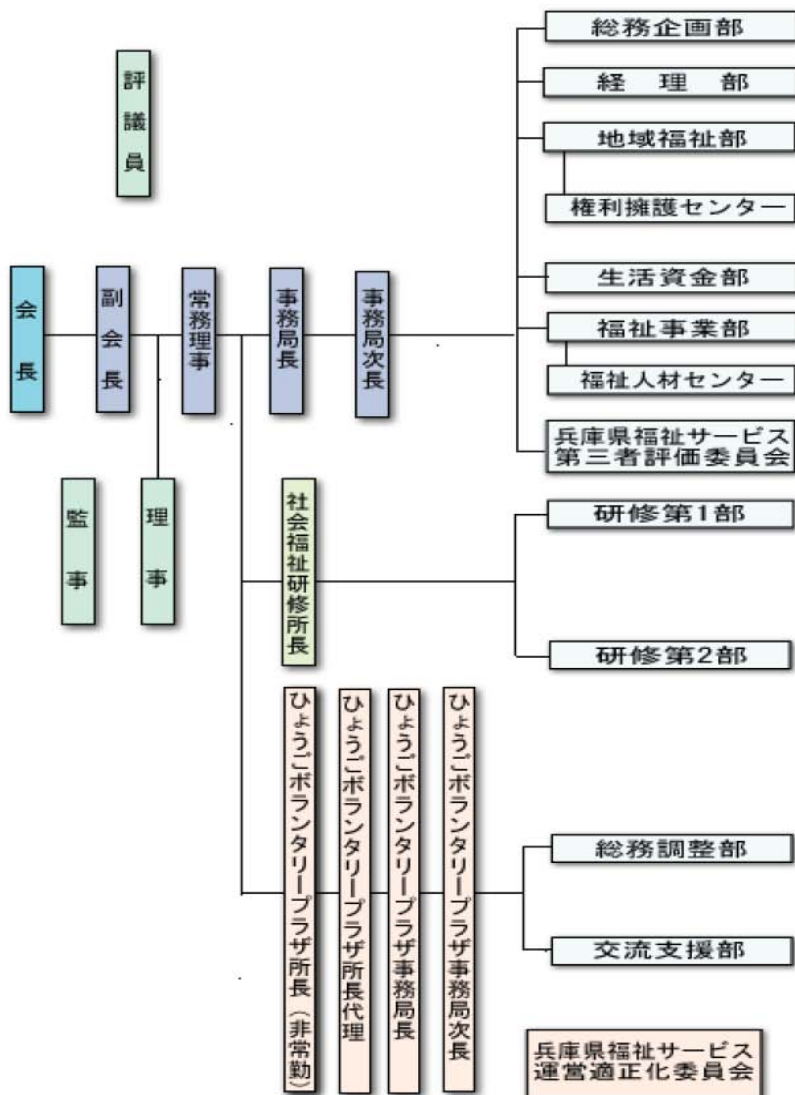
震災特例貸付制度は、社会福祉法第110条第1項により県社会福祉協議会が

実施主体で行った。貸付原資は、国が3/4、県が1/4を負担し、国から県へは補助金で県から県社協へは貸付金で交付している。

【実施主体】社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会(99名)

- ・福祉当事者や福祉サービス利用者への支援
- ・市区町社会福祉協議会の活動支援
- ・多様なボランティア、市民活動の支援
- ・福祉従事者の就労支援
- ・地域福祉に関する研究、提言
- ・福祉向上を進める各種関係者との連帯、協働

組織図 平成20年度末現在



【所管部】生活資金部

- ・生活資金部の運営に関すること
- ・生活福祉資金貸付事業に関すること

- ・ 県民児連、民生委員との連携に関すること
- ・ 離職者支援資金貸付事業に関すること
- ・ 長期生活支援資金貸付事業に関すること
- ・ 要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業に関すること
- ・ 緊急小口資金貸付事業に関すること
- ・ 生活福祉資金・離職者支援資金の債権管理に関すること
- ・ 災害関連貸付(小口資金貸付、災害援護資金貸付、転宅費特例貸付)の債権管理に関すること
- ・ 生活復旧資金貸付事業の債権管理に関すること

3 新規貸付

新規に、震災特例貸付は行っていない。

4 債権管理業務及び回収業務について

(1) 貸付実行後の貸付先の財政状況等の確認

有り

(2) 貸付先に対する実地調査について

有り

(3) 回収可能性の観点から債権を分類

分割償還中、微収一時停止、微収困難、微収不可能

(4) 債務者に対する残高確認の実施

有り

(5) 滞留債権に対する回収督促の方法

電話・文書による督促、訪問及び滞納者からの返済相談等により回収促進を行っている。

なお、平成11年度より県社協に償還指導員8名(平成19年度より人件費負担割合は、県1/2・県社協1/2)を設置し、滞納者に対して償還指導等の強化を図っている。

(6) 督促マニュアル等の有無

無し(県社協は有り)

(7) 滞留債権に対する回収状況に関する報告書等の作成

有り 県社協で作成

(8) 不能欠損処分とする場合の条件と手続き

現在、最終的な処理方策について検討している。

(9) 損失補償契約を結んでいる貸付

無し

(10)担保資産の資産価値、連帯保証人の支払能力の定期的な見直しの実施

無し

(11)消滅時効を過ぎている債権の有無

有り（県社協→借受人）

(12)実質的に破綻しており、かつ担保又は保証人からも回収不可能と考えられる債権

有り（県→県社協は無し）

(13)利率が正規規定上認められているものより低い債権の有無

無し

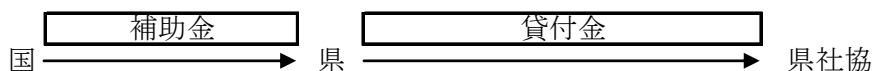
(14)契約上返済期日・返済期間が決まっていない債権の有無

無し（県→県社協は有り）

(15)その他、契約条件が当該貸付金の一般条件とは異なる債権の有無

無し

(16)国・県・県社協の関係



免除規定（資料2）による償還免除であれば、国への返還を要しない（資料3）

貸付金の処分方法等

- ①資料7に償還期限がなく調定を上げられないので不能欠損処理ができない
- ②借受人に対する国の免除規定に基づく免除
- ③国の免除規定に基づき免除された債権相当額に係る県社協への県の債権を免除する方法
 - a) 債権放棄の議会議決 地自治法第96条第10号
 - b) 条例で返済免除を規定する 地自治法第96条第10号
 - c) 履行期限を10年延期した後 地自治法施行令第171の6に免除 及び第171の7

(17)県が貸付金を早期に処分できない理由等

- ① 資料7で明確な履行期限が規定されていない。
- ② 震災特例に関する国の免除規定が明確ではなかった。
- ③ a) 地方自治法第96条第10号
債権放棄の議会の決議が必要である。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

- ④ b) 同上
返済免除の条例を定める必要がある。

⑤ c) 地方自治法施行令第171条の6、同第171条の7

履行期限を設定し、その期限から10年経過後に一定の条件により議会の議決なしに免除できる。

(履行延期の特約等)

第一百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 省略

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第一百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(18) 県社協の貸付利子及び延滞利子の扱い

県社協は、現在貸付利子及び延滞利子を簿外で管理し、貸借対照表に計上していない。

県社協の会計区分とその内容は、次のとおりである。

会計区分	内容	会計処理基準	未収金計上規定
一般会計	法人運営事業・地域社協 総合支援事業、他	社会福祉法人会計基準	あり
公益事業特別会計	兵庫県福祉センター運営 事業、他	社会福祉法人会計基準	あり
その他の特別会計	生活福祉資金	生活福祉資金会計準則	あり、但書規定あり

社会福祉法人会計基準 平成12 社援第301号
生活福祉資金会計準則 平成10 社援第1271号

県社協は会計を3区分している。生活福祉資金の特別会計の会計処理は「生活福祉資金準則」（以下、準則という）で定められている。

（準則第3条第2項）

資産、負債の増減及び異動並びに収入及び支出に関する会計処理は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度に行うものとする。

ただし、これによりがたい場合は、収入の事実を確認した日の属する会計年度に行うものとする。

準則でも、発生主義に基づく会計処理が原則である。県社協は同条同項ただし書きにより、入金時処理を行っている。

同一法人内で、2本建ての会計処理基準による処理が行われている。したがって、県社協全体の財務諸表（社会福祉法人会計基準でいえば、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表など）は作成されていない。

なお、これら貸付利子・延滞利子は、県に返納するものではなく、県社協の事務費に繰出し充当されている（運営要領、第9、2貸付事務費）

(19) 県社協の貸付利子及び延滞利子の免除について

貸付利子及び延滞利子の免除の事例はない。

5 結果と意見

（県所管部局）

【意見】 県貸付金の免除（債権放棄）の扱い

平成6年度の阪神・淡路大震災当時は、災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金の貸付か、生活福祉資金貸付しか震災に対応した制度がなかった。そこで生活福祉資金の貸付の特例を設け、緊急対応的な措置をとったものである。しかし、平成20年度末の償還額滞納分は約44億円（未償還率42.8%）である。この多くは国が免除規定を明確にしなかったがために県社協が処理を保留し、県も債務免除を行っていないものである。震災後15年が過ぎ、このまま当該貸付金の処理を行わないのは業務の効率性から問題である。これに対応するため、県は平成22年2月定例県議会で償還免除規定を整備する条例改正を行ったところであり、借受

人の弁済についての公平性に十分な配慮を行いながら、県社協は借受人への免除規定の適用を検討する必要がある。

この場合、未償還残高44億円のうちの約40億円（徴収困難、徴収不可能の区分）の不能欠損が生じる可能性があり、県は最大約10億円の損失（1/4）を被ることになる。

今後の運用にあたっては、県費負担が伴うこともあり、県民への適切な情報開示のもとで当該貸付金の処理を進めていく必要がある。

（県社協）

【意見】 県社協の延滞利子の督促等について

延滞利子については、特段の督促が行われていない。借受人側からの照会に応じることに留まっている。善良な借受人にとっては、延滞利子を返納する意思を持ちながら、特に元金完済者が時間経過とともに失念等により未納となる結果になっている。借受人の弁済についての取扱の公平性を確保するため、延滞利子の未納者に対しても適切な債権回収手続を行うべきである。

【指摘】 県社協の確定延滞利子等の区分（分析）について

元金完済の貸付先の未収金にかかる確定延滞利子等1,491,895,274円は、滞納理由別区分がされていない。確定延滞利子等のうち、10年の消滅時効になるものは県社協の判断で免除可能なものである（元金は完済されており、県への返納は終了している）。時効の判定が出来ない状況では、生活福祉資金会計準則（平成10年 社援第1271号 厚生労働省通知）第16条で備えなければならない補助簿等の第1号⑧「時効到来者一覧表」の整備ができないことになる。確定延滞利子等の適切な管理を行い、時効が到来した場合は当該補助簿等の整備が必要である。

【意見】 県社協の簿外債権の整理について

県社協の貸付利子及び延滞利子（以下、貸付利子等という。）の会計処理は、収入の事実を確認した日の属する会計年度に行われている。貸付利子等は貸借対照表外で管理されており、対象金額、免除等の取扱額などは決算書に現れない。取扱いの公平性を確保しながら、慎重な債務整理処理を行うことが望まれる。

Ⅲ 災害援護資金貸付金事業

1 貸付金概要

(1) 当該貸付かかる貸付金の種類

災害援護資金貸付金

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

健康福祉部 社会援護課

(3) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、災害弔慰金法）

第10条市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- ① 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷
- ② 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

(4) 当該貸付金の財源

国（負担2/3）、災害弔慰金法12条

県（負担1/3）

(5) 当該貸付事業制度の目的と対象

ア 目的

この貸付制度は、自然災害に対する個人救済措置として、災害救助に続く生活立て直しとしての当面の生活再建資金を融通することを目的としている。

イ 対象

県の区域内で災害救助法による救助が行われた市町（政令指定都市を除く、以下同様）が1以上ある自然災害により、世帯主が負傷を負い、又は住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯のうち、所得が一定未満の世帯

(6) 貸付対象となる必要条件、貸付制限、承認しない条件

ア 必要条件

災害救助法による救助が行われた災害によって、次のような災害を受けた世帯

- ① 療養期間が1カ月以上の世帯主の負傷
- ② 住居、家財の価格の1/3以上の損害

イ 不承認条件

生活の立て直しのためでない用途等での申請があり、調査を行った結果、市町村の条例の規定により、長の判断により不承認にすることができる。

(7) 貸付条件

利率	(県から市町への貸付) 無利息 (市町から債務者への貸付) 年3% (据置期間を除く)
貸付額	150万円～350万円以内の金額 (一災害・一世帯)
償還期限	10年 (据置期間を含む) (注)
償還方法	年賦又は半年賦償還 (元利均等償還)
償還猶予又は免除に関する規定の内容	<p>(償還金の支払猶予) 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるとき (災害弔慰金の支給等に関する法律施行令、以下災害弔慰金法令、第11条)</p> <p>(償還免除) 災害弔慰金法13条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。</p> <p>3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。</p>
充当率	(貸付対象事業に対する貸付金の充当率) —
貸付限度額	350万円

※ 償還期限は、現在5年間延長されている。

(国→県) 災害弔慰金法令・附則の改正

<p>災害弔慰金法令 附則</p> <p>3 阪神・淡路大震災に係る法第十二条第一項の規定による国の貸付金に係る国の債権の管理等に関する法律 (昭和三十一年法律第百十四号) 第二十四条第一項の規定の適用については、次に掲げる場合においては、同項第六号に該当するものとみなし、かつ、この場合における国の貸付金の償還期限の延長については、同法第二十六条第一項の規定は、適用されないものとする。</p> <p>一 府県が、市町 (指定都市を除く。) に対し、地方自治法施行令第百七十一条の六第一項の規定により府県の貸付金の償還期限を延長したとき。</p> <p>二 省略</p>
--

(県→市) 地方自治法施行令 171 条の 6、第 1 項第 5 号

地方自治法施行令 171 条の 6

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 省略
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

(8) 推移表

ア 貸付金増減（県費償還状況）

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	免除額	期末残高
H16年度	16,612,403,325	0	2,878,258,293	106,157,784	13,627,987,248
H17年度	13,627,987,248	64,190,000	2,392,925,526	68,009,256	11,231,242,466
H18年度	11,231,242,466	0	939,610,291	150,008,464	10,141,623,711
H19年度	10,141,623,711	0	663,447,787	115,451,066	9,362,724,858
H20年度	9,362,724,858	0	593,693,878	124,229,929	8,644,801,051

※ 平成 17 年度新規貸付は豊岡水害によるものである。

イ 県費償還状況のうち、阪神・淡路大震災に係るもの

(単位：円)

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	免除額	期末残高
H6・H7	貸付総額	53,180,433,800			

年度	期首残高	新規貸付額	期中回収額	免除額	期末残高
H16年度	16,607,882,255	0	2,876,906,824	106,157,784	13,624,817,647
H17年度	13,624,817,647	0	2,392,041,576	68,009,256	11,164,766,815
H18年度	11,164,766,815	0	933,424,640	150,008,464	10,081,333,711
H19年度	10,081,333,711	0	662,247,787	115,451,066	9,303,634,858
H20年度	9,303,634,858	0	585,150,776	124,229,929	8,594,251,153

※ 未償還割合：16.1%

ウ 未収入金（事業費ベース）

(単位：円)

年度	期首残高	増加額	減少額	期末残高
H16年度	15,290,002,000	0	2,975,079,000	12,314,923,000
H17年度	12,314,923,000	0	1,733,712,361	10,581,210,639
H18年度	10,581,210,639	0	907,489,155	9,673,721,484
H19年度	9,673,721,484	0	746,300,376	8,927,421,108
H20年度	8,927,421,108	0	639,753,685	8,287,667,423

平成17年度新規貸付は調定していないため、未収入金増加に現れていない。
結果的に、上記表は、阪神・淡路大震災に関する貸付金分である。

エ 未収入金（事業費ベース）の平成20年度末未償還明細

(単位：円)

自治体名	貸付件数・金額		償還免除件数・金額		償還実績額	未償還金額・割合	
	件数	金額	件数	金額		金額	%
姫路市	1	500,000	0	0	500,000	0	0
尼崎市	4,002	6,822,873,800	44	65,336,187	5,183,296,788	1,574,240,825	23.0
明石市	1,524	3,384,000,000	13	16,260,282	3,075,668,723	292,070,995	8.6
西宮市	8,934	20,355,060,000	301	560,110,306	15,644,120,593	4,150,829,101	20.3
洲本市	295	649,900,000	0	0	595,521,410	54,378,590	8.3
芦屋市	2,797	6,694,100,000	6	15,345,928	6,094,229,161	584,524,911	8.7
伊丹市	1,917	3,583,600,600	14	26,193,017	3,080,175,510	477,231,473	13.3
宝塚市	2,775	5,780,500,000	24	44,118,141	5,197,371,047	539,010,812	9.3
三木市	4	7,100,000	0	0	7,100,000	0	0
川西市	810	1,573,300,000	6	7,820,029	1,310,934,952	254,545,019	16.1
南あわじ市	137	316,800,000	0	0	295,343,911	21,456,089	6.7
淡路市	1,554	4,012,700,000	4	6,920,757	3,666,399,635	339,379,608	8.4
合計	24,750	53,180,433,800	412	742,104,647	44,150,661,730	8,287,667,423	15.5

市から県へは半年分を取りまとめて償還されるため、貸付金増減（県費償還状況）と未収入金（事業費ベース）の残高に差額が生じる。

未償還割合は、尼崎市、西宮市が特に高い。

神戸市分を含めると次のようになる。

自治体名	貸付件数・金額		償還免除件数・金額		償還実績額	未償還金額・割合	
	件数	金額	件数	金額		金額	%
神戸市	31,672	77,692,200,000	1,256	2,634,702,912	60,956,200,780	14,101,296,308	18.1
総合計	56,422	130,872,633,800	1,668	3,376,807,559	105,106,862,510	22,388,963,731	17.1

また、未償還金額の要因分析は次の通りである。

（単位：円）

自治体名	少額償還		徴収不可能事例		徴収困難事例		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	1,081	1,263,201,606	49	70,433,311	157	240,605,908	1,287	1,574,240,825
明石市	202	256,672,711	15	31,500,928	2	3,897,356	219	292,070,995
西宮市	2,345	3,349,584,947	153	272,348,129	293	528,896,025	2,791	4,150,829,101
洲本市	29	33,582,571	2	6,000,000	7	14,796,019	38	54,378,590
芦屋市	287	380,683,598	43	84,072,301	76	119,769,012	406	584,524,911
伊丹市	341	366,082,657	36	57,989,839	31	53,158,977	408	477,231,473
宝塚市	378	424,246,505	27	43,047,992	48	71,716,315	453	539,010,812
三木市	0	0	0	0	0	0	0	0
川西市	135	153,775,191	10	16,247,583	49	84,522,245	194	254,545,019
南あわじ市	19	21,456,089	0	0	0	0	19	21,456,089
淡路市	159	229,849,277	3	4,610,949	45	104,919,382	207	339,379,608
合計	4,976	6,479,135,152	338	586,251,032	708	1,222,281,239	6,022	8,287,667,423

未償還金残高は多額である順で西宮市、次いで尼崎市が続く。

神戸市分を含めると次のようになる。

自治体名	少額償還		徴収不可能事例		徴収困難事例		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
神戸市	7,635	11,807,287,274	696	1,416,046,463	480	877,962,571	8,811	14,101,296,308
総合計	12,611	18,286,422,426	1,034	2,002,297,495	1,188	2,100,243,810	14,833	22,388,963,731

少額償還：償還金支払猶予のもの

徴収不可能：借受人・保証人ともに破産等

徴収困難：借受人との接触困難等

2 貸付業務体制

実施主体は市町（震災分は西宮市外 11 市）である。災害弔慰金法に基づき、兵庫県は国からその原資の 2/3 の貸付を受けて、実施主体に対して貸付の原資を貸し付けている。

3 新規貸付

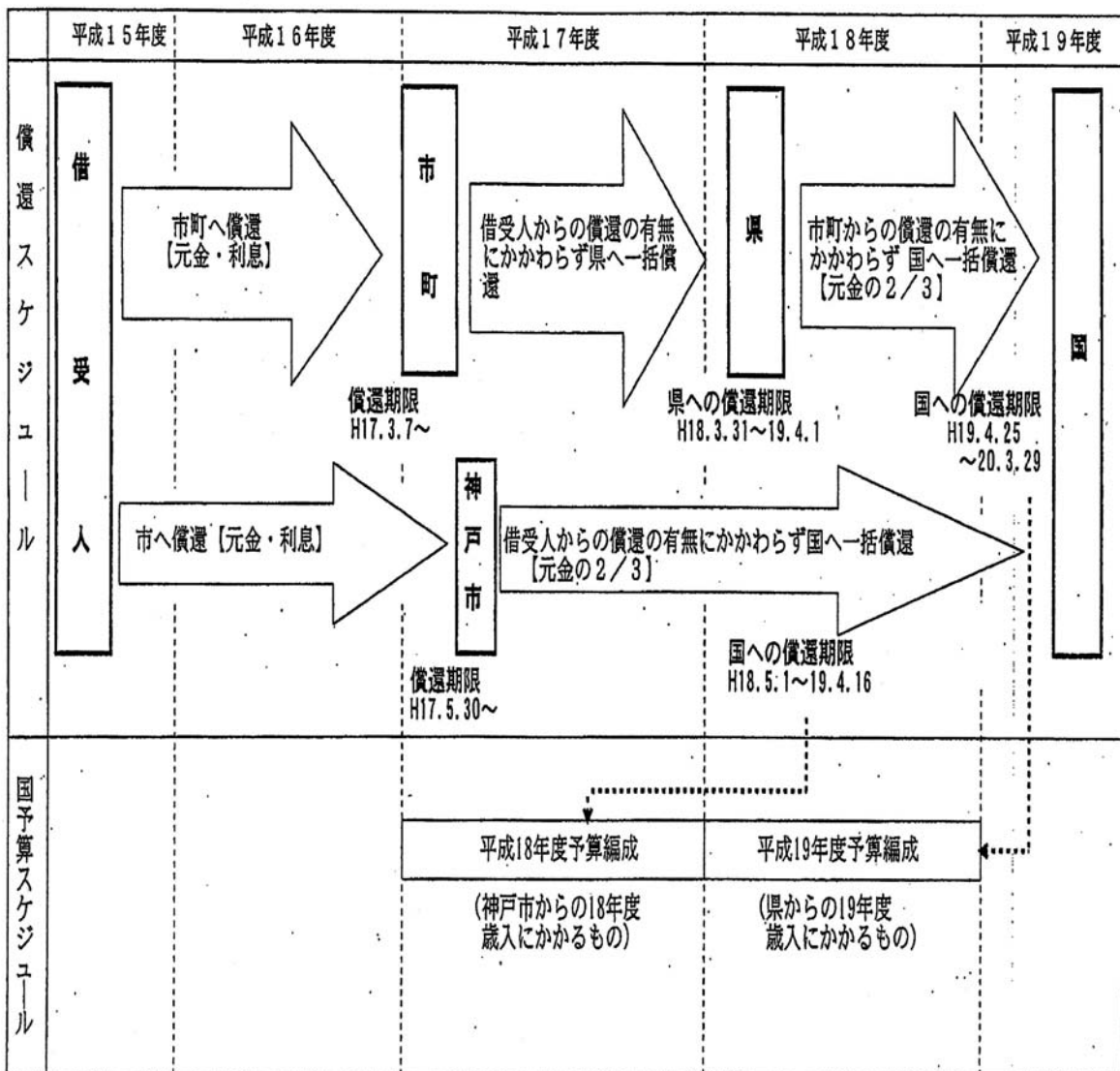
平成17年度の新規貸付を最後に平成20年度まで実績がなく、省略する。

4 債権管理業務及び回収業務について

阪神・淡路大震災時の貸付は、当初の約定どおりであると次のスケジュールで平成19年4月25日から平成20年3月29日の期間で国に償還されるべきものであった。

当時の償還スケジュールは下図のとおりであった。

災害援護資金の償還等スケジュール



これによると多額の徴収不能額が市町に生ずることになるため、次のような要望を国に対して提出した。

災害援護資金償還に関する国への要望

1 少額償還分の未償還金の償還期限の延長

各市町においては、毎月少額でも返済する意志を示した者に対しては、同法施行令に基づく「支払猶予」の規定を適用することで少額償還を認め、実質的に償還期限を延長しているところである。

このことを考慮して、市町から県、県から国への償還期限を少額償還に見合った期間に延長し、その間市町は「借受人からの償還額」を毎年国に償還するよう取り扱うこととされたい。

2 徴収困難な未償還金の償還免除

(1) 借受人、保証人がともに破産しているなど、事実上償還金の徴収は不可能であるが、法律の定める免除要件に該当しない場合に対する免除要件の拡大や、借受人、保証人ともに死亡している場合に対する職権免除の規定の整備を行うこととされたい。

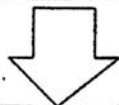
(2) 借受人が所在不明や常時不在、又は居住の痕跡が希薄で接触が難しいケースのほか、死亡、破産等のいわゆる「事故案件」にかかる未償還金で、市町が連帯保証人や相続人への請求をはじめとする法的措置等の回収努力を行っても、なお滞納が生じている場合について、償還免除ができる規定の整備を行うこととされたい。

(3) 上記(1)及び(2)により市町が償還免除した場合は、県負担分及び国負担分の償還も免除できる規定を設けられたい。

(4) 上記(1)及び(2)により市町が償還免除した場合には、県及び神戸市の原資拠出負担分の損失については、国が特別の財政支援を行うこととされたい。

3 起償償還に対する交付税措置等の財政支援

兵庫県及び神戸市に対し、国は、貸付原資の3分の1調達のための起償の一括償還又は借り換えに対する財政支援を行うこととされたい。



関係法令の整備と財政支援

償還期限の延長については、国の債権の管理等に関する法律等に準じた仕組みをつくとともに、併せて現状に即した形での償還免除要件の整備を行われたい。

さらに、関係省庁と協議のうえ、必要な財政支援を行われたい。

以上の経緯の結果、平成 18 年 1 月に、「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の一部を改正する政令によって、「国の債権の管理等に関する法律」等の適用についてみなし規定を設けることで、返済期限を 5 カ年延長する措置が講じられた。しかし免除範囲の拡大などの具体的措置はなされておらず、これが実質回収が困難な不良債権を現状のまま放置する結果になっている。

(1) 時効の到来時期

阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金は、据置期間が 5 年である。貸付日から 5 年経過後、第 1 回目の償還日が到来し、その後一度も償還がない場合は第 1 回目の償還日から 10 年後に第 1 回目償還金の時効が来る。最も早い時効の到来の例示は次のとおりである。

(貸付日) 平成 7 年 3 月 1 日

(償還方法) 半年賦

(第 1 回償還日) 平成 12 年 9 月 1 日

(時効到来期日) 平成22年9月1日

債権消滅時効

災害援護資金貸付金は、私法上の債権であるので民法第167条により消滅時効は10年であり、債権消滅には債務者の時効の援用を要する。

実施主体である市町は、可能な限り時効の中断手続を行い回収の機会を確保すべきことは当然のことである。具体的に12市のうち、未償還金残高が最も多い西宮市の状況は次の通りである。

ア 条例

西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年西宮市条例第12号）

イ 貸付業務に携わる組織体制

所管課：健康福祉局 福祉総括室 災害援護管理課

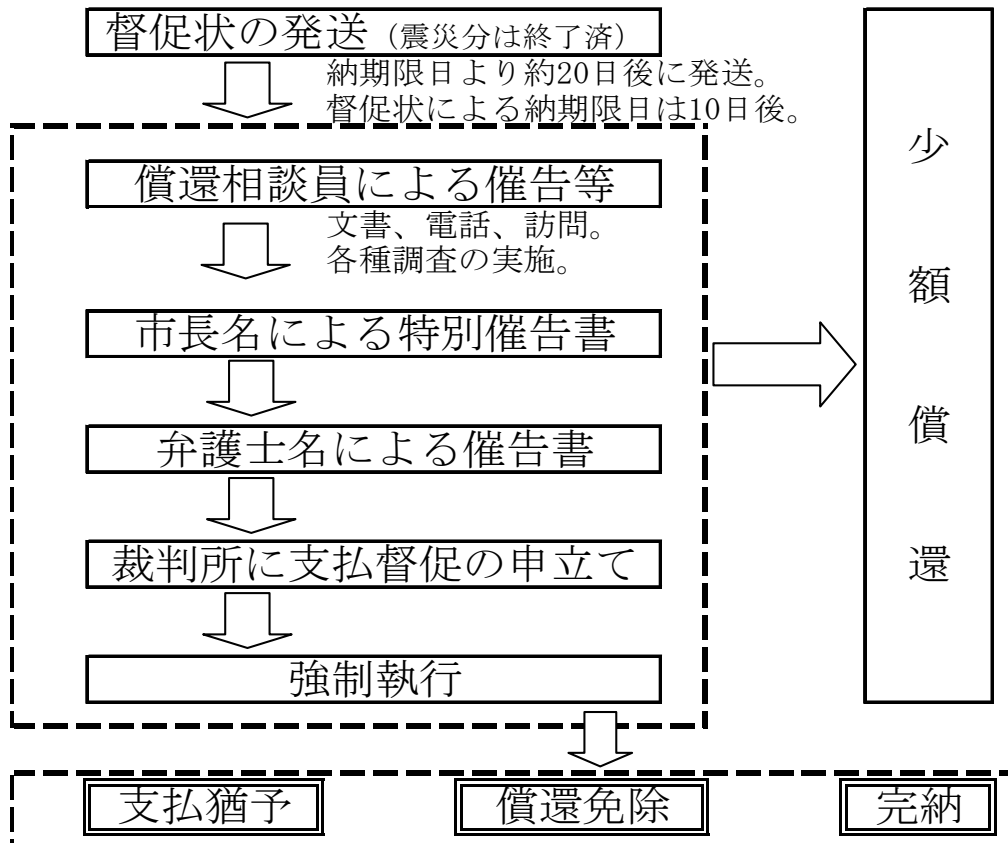
職員数：15人（職員3人、嘱託8人、臨時4人）

管理者向けの教育研修体制：外部・内部の講師による研修を実施している。

ウ 債権管理業務

オンラインシステムによる債権管理台帳を個人別に作成している

西宮市を始め各市で債権督促マニュアルに基づいて、次のような債務整理を行っている。



強制執行について

災害援護資金貸付金については、督促した滞納者に対して、各市が自ら国税滞納処分の例または地方税滞納処分の例により滞納処分をすることができないため、民事訴訟法上の規定に基づき、裁判所に申請して、裁判所が強制的に差押、換価、配当を執行して債権回収を行わなければならない。

各市が、償還指導員（国庫補助を除く人件費の1/2を県が補助し、市が残額を負担しており、市の囑託で警察・銀行OB等が担っている。平成20年度は22人）を設置し、回収努力を行っている。悪質な滞納者には訴訟・強制執行も実施している。しかしながら、県は償還指導員から直接には報告を受けられない。このため、各市と年1・2度程度対策会議を実施しており、回収状況や今後の対策を話し合っている。

5 結果と意見

【意見】貸付事業の効率性等

未償還金額の要因分析のとおり、平成20年度末の各市の未償還金額のうち約80%が支払猶予中であり、約20%が徴収不可能又は困難なものとなっており、未償還金額の全てが回収に関して何らかの課題を抱えていることとなる。すなわち、合計金額にして約82億円が不良債権化していると解される。また、時が経つほど支払猶予中で少額償還となっている約64億円のもの、徴収不可能又は困難なものへ移行する可能性が高まるものと推測される。免除規定の拡大及び市の返還がなく平成20年度末時点で国に全額償還するとすれば、最大約82億円が県の負担になる恐れがあると考えられる。また、国の負担割合である2/3を国が最終的に負担したとしても、県費分について補助金又は地方交付税措置がなければ1/3相当の約27億円が県の負担になることとなる。

県及び実施主体である各市には、実質回収が困難な不良債権にかかわる膨大なコストを負担させられているものであり、行政の効率性に問題がある。今後とも県民への適切な情報開示のもとで免除範囲の拡大などの具体的措置を国との間で早急に折衝する必要がある。

IV 中小企業高度化事業資金貸付（以下「高度化貸付」という。）

1 貸付金概要

(1) 当該貸付にかかる貸付金の種類

共同施設資金、小売商業店舗等共同化資金、商店街整備等支援資金、小売商業等商店街近代化資金、情報化共同資金、店舗等集団化資金、工場等集団化資金、工場共同化資金、設備共同廃棄資金、貸工場等設置資金、貸工場等設置事業実施法人等負担分資金、広域設備リース資金、繊維産業円滑化共同施設資金、地域改善対策資金、知識集約化資金、企業合同資金

(2) 当該貸付事業の所管部局・所管課

産業労働部産業振興局 経営商業課（以下、商業課という）、工業振興課（以下、工業課という）

(3) 当該貸付事業の根拠となる関係法令等

中小企業高度化資金貸付規則

高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付に関する準則及び細則
債権管理事務処理の手引き

(4) 当該貸付金の財源

一般財源、起債

(5) 当該貸付事業制度の資金種類別目的と対象

資金種類	目的	貸付対象
共同施設資金	中小企業者の組合が共同で利用する施設や共同で経営する施設を整備する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（アーケード、カラー舗装、共同物流センター等）
小売商業店舗等共同化資金	中小企業者が組合又は出資会社を設立し、店舗を整備する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（ショッピングセンター、スーパーマーケット等）
商店街整備等支援資金	第三セクターや商工会等が実施主体となってコミュニティ施設を整備し、又はこれらの施設と併せて商業店舗を整備する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（コミュニティ施設、ショッピングセンター等）
小売商業等商店街近代化資金	商店街の各店舗を近代的に建て替え、改造と併せて組合が商店街共同施設を設置する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（店舗、アーケード、カラー舗装等）
情報化共同資金	中小企業者の組合が共同でコンピューター等の情報機器を導入し、販売・財務管理等経営の効率化を図る事業に対する貸付	情報機器（POSシステム等）
店舗等集団化資金	中小企業者が適地に集団で移転し、全ての組合員が一の建物の内部に施設を整備する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（店舗）

工場等集団化資金	中小企業者が適地に集団で移転し、全ての組合員が一の工業団地に施設を整備する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（機械設備等）
工場共同化資金	中小企業者が協業組合等を組織し、他の中小企業者と従来の事業の全部または一部を共同化、協業化して、共同経営するための施設を整備する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（機械設備等）
設備共同廃棄資金	廃業しようとする中小織布業者の保有する織機を組合が買い上げ、廃棄する事業に対する貸付	織機処分にかかる費用
貸工場等設置資金	阪神・淡路大震災に係る貸付。被災地域の市町村が出資した株式会社又は公益法人が、被災企業に対して貸し出す目的で貸工場を整備する事業	土地、建物、構築物
貸工場等設置事業実施法人等負担分資金	貸工場等設置資金における事業実施法人が負担する資金の一部に対する貸付 （通常の災害復旧に係る高度化は総事業費の90%までしか貸付できないが、さらに5%の貸付を行う震災特例）	土地、建物、構築物
広域設備リース資金	事業協同組合などが設備を一括して取得し、組合員に買い取り予約付で賃貸する事業に対する貸付	設備
繊維産業円滑化共同施設資金	共同施設事業のうち、繊維構造改善円滑化計画に基づき実施する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（機械設備等）
地域改善対策資金	近代化による生産性の向上、労働環境の改善等を目的とした同和高度化事業としての貸付	土地、建物、構築物、設備
知識集約化資金	中小企業者の組合が製品開発、技術開発、デザイン開発その他これらに準ずる経営の合理化に資する事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（機械設備等）、運転資金
企業合同資金	特別の法律（新事業活動促進法など）に基づく承認や認定を受けた中小企業者が相互に合併、又は出資会社を設立して、事業の集約化などを図る事業に対する貸付	土地、建物、構築物、設備（機械設備等）

(6) 貸付対象となる必要条件、貸付制限、承認しない条件

必要条件： 中小企業者又は特定中小企業団体等で計画診断、建設診断を受けけるもの

制限、承認しない条件： 中小企業者以外の会社、みなし大企業、高度化資金を借りた者で、現在償還猶予又は延滞している者。風営法第2条に規定する(性)風俗営業を行う者。

(7) 貸付条件

利率	1.1%又は 無利子（各事業の無利子貸付けの要件に該当するものに適用）
貸付額	貸付対象施設の整備資金の80%又は90%以内
償還期限	20年0ヶ月以内（据置期間を含む）
償還方法	年払い元金均等返済
償還猶予 又は免除 に関する 規定の 内容	【償還猶予】 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則 第36条及び同細則第34条 【償還等の免除】 高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則 第47条～48条の2及び同細則第55条～第60条の3
充当率	（貸付対象事業に対する貸付金の充当率） ー
貸付限度 額	なし

(8) 貸付業務体制

ア 所管部局概要

当該貸付金は、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、機構という）と都道府県が一体となって支援するものである。

各所管課に携わる組織体制の概要は次のとおりである。

【所管課】

経営商業課：28名・・・その内、高度化貸付に携わる人員は3名

- ・ 中小企業の振興に係る総合的施策の企画及び推進に関すること
- ・ (財)ひょうご産業活性化センターに関すること（他課の所掌に関するものを除く）
- ・ 商工会、商工会議所に関すること
- ・ 商工会議所連合会、商工会連合会の指導に関すること
- ・ 中小企業高度化事業に係る診断、助言に関すること
- ・ 商業の活性化に係る総合的施策の企画及び推進に関すること
- ・ 商業振興に資する商業基盤施設整備等の支援施策推進に関すること
- ・ 中小企業高度化資金に関すること（他課の所掌に関するものを除く）
- ・ 中小企業金融の総合的施策の企画・調査に関すること
- ・ 中小企業融資制度に関すること
- ・ 信用保証協会に関すること
- ・ 貸金業に関すること

工業振興課：25名・・・その内、高度化貸付に携わる人員は3名

- ・産地振興に関すること
- ・地場産業の振興に係る総合的施策の企画及び推進に関すること
- ・皮革産業対策の総合調整及び振興管理に関すること
- ・工鉱業の振興に関すること
- ・下請企業の振興に関すること
- ・産業技術の振興に係る総合的施策の企画及び推進に関すること
- ・県立工業技術センターの整備及び運営指導に関すること
- ・計量管理の推進指導に関すること
- ・特定計量器の定期検査に関すること
- ・中小企業高度化資金に関すること（他課の所掌に関するものを除く）

イ 貸付管理者に向けての研修

年3回実施。うち1回は3日間、2回は1日で、それぞれ外部の講師による研修を行っている。

(9) 推移表

なお、金額については千円未満を切り捨てて表示している。

ア 貸付金増減

貸付件数

(単位：件)

年度	期首	新規貸付	調定 ※1	収入未済 ※2	不納欠損 ※3	完済等 ※4	期末
H16年度	251	4	(231)	(33)	(0)	6	249
H17年度	249	3	(195)	(31)	(2)	6	246
H18年度	246	4	(187)	(33)	(0)	5	245
H19年度	245	4	(186)	(30)	(3)	3	246
H20年度	246	0	(187)	(29)	(2)	8	238

※1 調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し、徴収すべき金額を決定することをいい、その決定した額が調定額となる。

※2 収入未済とは、調定したにもかかわらず、貸付先より何らかの理由で返済されなかったものをいう

※3 不納欠損とは、歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みがたたないため、地方自治体はその徴収を諦めることをいう。

※4 完済等は、貸付先より返済等を受けることで、その年度に貸付件数としてなくなったものを示している。

貸付金残高

(単位：千円)

年度	期首残高	新規貸付額	調定額	収入未済額	不納欠損	期末残高
H16年度	66,309,950	88,791	3,522,384	374,096	0	63,250,453
H17年度	63,250,453	369,967	3,359,060	△39,983	74,690	60,221,376
H18年度	60,221,376	101,885	3,528,660	102,376	0	56,896,978
H19年度	56,896,978	171,400	3,877,896	83,777	132,036	53,274,259
H20年度	53,274,259	0	3,912,891	174,548	560,740	49,535,916

ここ数年、新規貸付の件数及び金額ともに少なく、H20年度においては、新

規貸付はなかった。

イ 未収入金

未収入件数 (単位：件)

年度	期首	新規発生	不納欠損	期末
H16 年度	33	0	0	33
H17 年度	33	0	2	31
H18 年度	31	2	0	33
H19 年度	33	0	3	30
H20 年度	30	1	2	29

未収入金額 ※ 1 (単位：千円)

年度	期首残高	調定額	回収額	不納欠損	期末残高
H16 年度	3,899,796	3,522,384	3,148,288	0	4,273,892
H17 年度	4,273,892	3,359,060	3,399,043	74,690	4,159,218
H18 年度	4,159,218	3,528,660	3,426,283	0	4,261,595
H19 年度	4,261,595	3,877,896	3,794,118	132,036	4,213,335
H20 年度	4,213,335	3,912,891	3,738,343	560,740	3,827,143

※ 1 ここでいう未収入金とは、貸付先の債権の内、約定返済等徴収のために調定をしたにもかかわらず、何らかの理由で徴収できなかった件数及び金額のことをいい、徴収できなかった貸付先の債権全体を示しているものではない。

未収入金については、年々の調定額に対する回収額の差額分だけ、概ね残高として増加している傾向にある。

2 業務の概要

(1) 貸付業務について

ア 資金的流れについて

高度化貸付の貸し付け方式には、A方式とB方式と呼ばれるものがある。

A方式とは、県の行う高度化貸付の必要資金の一部を機構が県に対して貸し付け、それに県が財源を追加して、県内の中小事業者等に貸付を行うものである。



B方式とは、貸付事業対象者が2県以上にまたがる事業を行っている場合に採用される方式である。この場合には、複数の県が機構に対して必要資金の一部を貸し付け、機構が財源を追加して貸付を行う方法である。



兵庫県においては、過去にB方式を採用したことはあるが回収状況に問題はなく、現状はA方式のみを採用しているために、A方式にかかわる貸付金